

令和5年12月橋本市議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月4日（月）

議事日程第2号

令和5年12月4日（月） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番1	3番	岡本喜好君	10
順番2	7番	岡弘悟君	23
順番3	8番	田中博晃君	35
順番4	9番	堀内和久君	47
順番5	2番	板橋真弓君	62

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	病院事業管理者	古川健一君
総合政策部長	土井加奈子君	総務部長	井上稔章君
経済推進部長	北岡慶久君	健康福祉部長	久保雅裕君
農業委員会事務局長			
危機管理監	廣畑浩君	建設部長	西前克彦君
会計管理者	大岡久子君	上下水道部長	堤健君
教育部長	堀畑明秀君	消防長	永井智之君

病院事務局長 池之内 正 行 君
監査委員事務局長 櫻 井 康 雄 君
政策企画課長 中 岡 勝 則 君

選挙管理委員会事務局長 藤 岡 栄 次 君
財 政 課 長 三 浦 康 広 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福 井 直 記
議事調査係長 長谷川 裕 子

議会事務局次長 笹 山 奨
書 記 諸 田 泰 己

(午前9時30分 開議)

○議長(森下伸吾君)おはようございます。
ただ今の出席議員は18名で全員であります。

○議長(森下伸吾君)これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君)日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番 岡君、12番 小林君の2名を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(森下伸吾君)日程第2 一般質問を行います。今回の一般質問の通告者は17人あります。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、3番 岡本君。

[3番(岡本喜好君)登壇]

○3番(岡本喜好君)おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。今回につきましては四点させていただきます。

1番、PDCAサイクルについて。

令和4年度主要成果報告において、予算の執行額、年度推移による実績が主な内容となっていますが、長期総合計画における目標に

対する進捗管理、評価・改善の方向性が記載をされておられません。そのため、決算審査特別委員会においても、進捗管理や事業の検証結果、評価・改善、次年度予算への反映に関する質問が多く行われました。PDCAサイクルが効果的・効率的に行われ、議会へ明確に説明する必要があると考えますが、現在の執行部の中でどのように行われているのかを伺います。

二点目、農業施策について。

37%という食料自給率の低い日本において、国際情勢の不安定化、食料や燃料の価格高騰は市民の生活に直接影響を及ぼす要因となっております。安心安全で安定的な食を確保するために農業振興は欠かせません。しかしながら、橋本市の就農人口、特に農産物販売を一定のなりわいとしている販売農家は、2010年1,187戸から2020年に899戸となり、10年間で約25%減少しました。経営耕地面積も、2010年884haから2020年829haと約18%減少をしました。就農者の高齢化に伴う農業従事者の後継や事業承継は喫緊の課題ですが、長期計画における担い手や育成に関する施策の効果と進捗状況について伺います。

1番、農業従事者の担い手の確保と育成施策に関する目標値と実績・評価。令和4年度の新規就農目標値と新規就農者数。市が連携した営農指導実績。農作物栽培講習会の参加実績と就農実績。農業収入目標値の設定根拠と新規就農を誘引する施策の評価について。

生産量と出荷額の均衡と販路の拡大、収入増加施策。

三点目、ごみ収集施策について。

可燃ごみの収集日の増加要望は新興住宅地地区にとどまらず、橋本市各地区で要望を受けます。市の財政健全化計画への協力と子ども医療費の無償化への転用の理解の下、収集日の週1回が行われておりますけれども、財源に少し余裕が出てきた市政に対して、「せめて夏場だけでも」と事業の復活を強く望む声があります。住民の福祉の増進を図るという地方自治体の基本に立ち返り、夏場4か月間の可燃ごみ収集の週2回化を再度検討し、行政サービスの適正化を図ることを要望いたします。

次に行政での収集回数を変更できなくとも、仮に区・自治会が独自に追加の生ごみ収集をしようとしても、現在の市の制度では生活ごみの許可業者がなく、契約を結ぶことができません。現在の規制を緩和し、区・自治会が自主性を持って市を通じて委託、または個別に生活ごみの収集契約を結ぶことができるよう要望いたします。

四点目、道路修繕施策について。

市民の皆さまから多く寄せられる要望の一つが道路の補修・修繕です。市道の陥没、ひび割れ、区画線や停止線・横断歩道の線が消えている等様々な声が寄せられます。高齢者率の高い地域では電動カートの利用や、主要道路ではロードバイクなどスピードを出す自転車も散見され、危険を感じるものが少なくありません。

また、市道の雑草の整備不足は住民の住環境を損なうとともに景観を損ない、市外から訪れた移住検討者・観光客の橋本市に対する印象を悪くします。

道路の所管は国、県、市、そして警察などが縦割りで所管していますが、市内の道路の

維持管理について、関係機関との連携要領、市民の安全安心を高めるために、市の道路修繕施策について伺います。

道路修繕の関係機関との連携要領及び処理率の進捗状況。

限られた予算の中で補修を余儀なくされていきますが、道路整備に関する予算要望の状況について。

以上四点、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）3番、岡本君の質問項目1、P D C Aサイクルに対する答弁を求めます。

〔総務部長（井上稔章君）登壇〕

○総務部長（井上稔章君）皆さん、おはようございます。

それでは、P D C Aサイクルについてお答えします。

本市の主要施策成果報告書は、地方自治法第233条第5項に定める当該決算に係る決算年度における主要な施策の成果を説明する書類として毎年9月市議会定例会に、各会計歳入歳出決算書と併せ提出しています。

この報告書の構成といたしましては、主に所属別に決算額が発生した事務事業についての内訳や成果について記載しており、決算書の附属資料として提出しています。

さて、議員のP D C Aサイクルが効果的・効率的に行われ、議会への明確に説明する必要があると考えるが、現在の執行部の中でどのように行われているのかのおたただしですが、本市では長期総合計画を着実に推進していくために、予算との連動性を図り、施策の選択と集中、効果的・効率的な行政運営と行政評価を活用したP D C Aサイクルに基づく施策の進行管理を行っています。

具体的には、実施計画の作成に基づき予算を編成し、事業実施後、翌年度に施策評価、

事務事業評価による事業の改善及び次年度予算への反映を行っています。また、事務事業評価や施策評価については、市ホームページで公表しているところです。

次に評価等の時期についてですが、本市では、次年度予算への反映を主眼に置き、国や県の次年度の動向もある程度予想できる10月から11月にかけて行い、直後の予算要求につなげているのが現状です。

このことから、決算認定資料提出時に事務事業評価や施策評価の報告書を併せて提出することはできませんが、議会との意思疎通は必要だと考えますので、現資料について、今後意見を聞きながら、必要に応じて改良していきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番、岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

まず一つ目、P D C Aサイクルは業務を効果的・効率的に行政運営を行うため、適切に行われている認識でありますということで、市のほうのご答弁を頂きました。

そこで質問です。第2次橋本市長期総合計画の後期計画基本計画のうち、前期基本計画の評価検証を37項目されておりますけれども、A評価は農林業、消費生活、上下水道の3件、B評価は6件、残りの28件についてはC評価です。P D C Aサイクルは有効に機能し、所望の成果を上げているとお考えでしょうか。市の見解を伺います。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）長期総合計画後期基本計画策定にあたりまして、前期5年の進捗状況や成果について評価を行いました。評価につきましては、目標指標の達成状況などを総合的に勘案して評価を行うとともに、各施策の課題や今後の方針を示しまして

予算編成や業務改善を行い、P D C Aサイクルを行っております。

平成30年度から令和4年度までの前期基本計画の期間中に、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして各事業の執行停止や縮小しての実施ということの影響などによりまして、進捗が遅れが生じ、C評価となった施策項目が多くなりました。施策評価により課題や方向性を共有し、改善に努め、進捗や成果が上がるように今後も取組みを進めてまいりたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）コロナを理由にCが多いということでしたけれども、コロナのほうは5類になったということなのでスピード感を持って、評価に対していかに改善していくかということに取り組んでいただきたいというふうに思っております。事業評価については後日公表ということなので、どのような成果指標をつくられて、それに対してどういう評価をしたか、それに対してどういう効果があったのか、見せさせていただこうと思います。

次年度、予算策定に反映させるため、前年度決算に基づき事務事業評価を行うという答弁がございました。10月末に市長、議員、諸官を連れて予算要望を国のほうへしていただきましたけれども、21項目ですかね、陳情をしていただきました。陳情の内容選定の際に、事業評価というものは活用されておられるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）例年、議員各位にもご協力を頂きまして、要望活動を行っているところでございます。その内容に関しましては、国庫補助金や交付金の制度の拡充や創設、それから補助要件の緩和、期限が設けられている起債の延長や地方交付税措置

等への配慮を求めるものなど、市の事業を推進していく上で欠かせない財源確保に重点を置いたもの、それから、市に対して頂いている各種団体などからの要望などに関して国の支援を求めるものなど、その時点で課題となっている案件を各部で洗い出しを行いまして、これまで行った要望の経緯も考慮しながら決定しているものでございます。事務事業評価の結果に直接基づくものではございません。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。私のほうはそこは勉強不足ということで、今後、そういう形で見させていただきたいと思えます。

ただ、一点気になったのが、満足度評価の中で重要度が高くて満足度が低いもの、何かと言うと、要は公共交通機能の充実というものと、あと、道路の維持補修が高かったですかね。そういったものが住民が強く要望をされていて、しかも重要だということがある中で、そういう観点の項目が要望の中に少し薄かったのかなということを見まして、市の中で計画的にできているんならいいんですけども、そこが弱ければ、そこは制度上、僕も勉強していませんけども、国・県に協力を仰いで、少しでも市民の満足度を上げるための努力をしていただきたいというふうに考えております。

最後に、PDCAサイクルを進めていく上で私の思いというものを、三点ほどお伝えさせていただきたいと思えます。

一点目は、仕事の本質というのを見誤らないでほしいということなんです。私も自衛官で公務員をやっていたので、こういうことを実際やっていたので分かるんですけども、PDCAは、目標に対して効率的・効果的に業務を見直すための、まず手段です。しかし、目標そのものがずれていたり間違っ

いたりすると、全ての努力が無駄になってしまうということなんです。

私、元自衛官なので、よく皆さんから「蛇とかカエルとか食べるの」と言われます。でも、自衛隊ってそもそもは国を守る組織ですので、蛇とかカエルを食べるのが仕事じゃないんですよね。本来は十分な装備とか訓練を施して、食料も前線に届けて、これなら僕たちは戦えますと、そういう環境を整えるのがまさに執行部というか、本部の役割なんです。現場の隊員は最悪、武器、弾薬がなくなっても最後まで任務を達成するんだ、そういう気概と能力って必要です。でも、本部の人間が、それが大事なんだってやっちゃうと本末転倒になってくる。これが市政でも言えると思うんです。

先月、決算委員会で9番議員ですかね、こども食堂の話でちょっと触れられたと思うんですよね。こども食堂を各地区に設定する。これは大事なことだと思うんです。しかしながら、うちの市は、こども食堂が全地区に配備されているんです、あるんです、充実しているんですというのを誇る市じゃなくて、実は、こども食堂がないほうが本当はいいですよ。そういう人がいなくて皆さん幸せなんです、そういう市をめざしていきましょう。あくまでそういう目標を持ってやっていく。こういうことをやっていかないと本質がずれてくるんじゃないかなと私は思うので、できれば、うちの市はこども食堂を必要としないぐらいに幸せな人ばかりなんだという宣言をできるようなまちづくり、これに取り組んでいただきたいというのが一点目です。

二点目は、目的と施策の違いと評価の実行の可能性に関してです。同じく9番議員とずっとしゃべっていたとき、ハシモの話になりました。当然、質疑をしたときもお話しさせてもらったんですけども、市内事業者の経済

効果、それとDXの推進をすると、二つの目的があったと思うんです。私は経済効果を大きくするためには、プレミアム率を下げた経済効果を大きくしたらどうですかという話をさせていただきました。

一方、実際行ってみると、DXの推進という目的で見たらどうなのか。実際、地域の方々からは、「私、ガラケーしか持ってないよ」、「チーカ、使うのちょっとええわ」という声があるんですよね。そうなったときに、どちらを取るかなんです。今、取り残されちゃ駄目な人に使ってもらうためには、逆に30%プレミアム率じゃなくて、40%、50%のプレミアム率をつけて、そういうことやって、そこまでつくんやったらやってみるわということを考えてもらう。ということは、目的が経済効果なのかDX推進なのかという二つの目的を持ったときに、プレミアム率を下げたお金をいっぱい使ってもらうか、それとも、プレミアム率を上げてDXの推進を取るのか、これ、二つの目的に応じて施策が全く正反対になっていくという特性があると思うんです。

そういうことを鑑みまして、これから事業をやっていくためには、事業目標、何のためにやるのかというのをよく決めて、各種施策というのを実行していただきたいと思います。事業目標は目的に対して決定的な意義を有し、しかも、実行可能な目標というのを立てる必要がございます。関連性の薄い目標、二つの目的を設定したがために中途半端な目標を設定してしまい、その目標達成に一生懸命予算と労力をつぎ込み、結果として事業効果を得られないことになりかねません。市民の血税、現場の職員の汗を無駄にしないためにも、幹部の方には目的と目標の関係をいま一度考え直していただき、もし修正の余地があるとお考えがあれば、目的達成のための明確な目標、これを立て直していただきたいと考えており

ます。

次に、事業評価の可能性、ハシモについて言えば、経済効果というのは使用額に応じて評価可能と私も考えます。しかしながら、DXの推進、どれだけ今の現状からDXを推進できたんだということをどうやって評価するのでしょうか。参加店舗数とか橋本市在住の購入者の数、これは多分確認できるんです、現状として。でも、今持っていなかった人が持っている、持つようになった。この評価ってどうやって取るんですかという話なんですね。だから、事業をやるときは、どうやって評価をするかも考えて事業をやらないと、評価できないものなので改善のしようもないという形になってしまうので、PDCAは達成度を確認できる成果指標を的確にする必要がございます。

各事業の来年度評価、DXの推進についての評価報告、特にハシモについては、どれだけDXが推進できたのかということについては、どういう指標で成果指標を持たれたのか、これもあわせて見させていただきたいというふうに思います。

最後に三点目、これが一番大事なのかもかもしれないんですけども、橋本市のそもそものPDCAサイクルをするための目標です。橋本市の一丁目一番地、何を最重要に政策を行わなくてはならないのかと考えたときに、私は長期計画の重点施策で上がっている、いかに人口減少に対して有効な政策を立てられるか、これに尽きると思います。つまり、全ての政策は自然増の政策、出生数が上がるか、死亡数を減少させるか、そして社会増の政策、つまり人口をいかに流入させるか、そして、いかに外に出さないか、この政策につながらないと駄目なんじゃないかなというふうに考えております。

先日、私の近所で、公共交通の不便さとか

ごみ収集等、行政サービスの低下、こういったことが理由で老後の生活に不安を感じて、市外のほうへ転居をされた方がおられます。今、3番目の質問にもあるんですけども、ごみ収集を子ども医療費に振った。それはそれでいいと思うんです。しかし、ごみ収集を少なくした、公共交通が充実していない、これが理由で外に出た人以上に、それを振り分けたお金で子どもが増えたという、人口が増えたという政策を取らないと、橋本市ってどんどん減っていくはずなんです、人が。そこをよく評価して、どっちも上がればいいんですけど、どっちかを上げてどっちかが下がるという話になるので、そこの部分はよく考えて政策を行っていただきたいというふうに思います。

8番議員がまた質問をすると思うんですけども、例えばごみ収集を1回にしたことで、この前、人が出ましたというお話をさせていただきましたけども、そのために振り分けた医療費の所得制限、これをされておられますと。子育ての目的でやっている。子どもを産んでいただける家庭の中で、一番もう一人頑張ろうかなと思うのは、まさに所得の高い方だと思うんです。1人の子どもを2人にしたい、2人の子どもを3人にしたい、その方たちが、何でうちだけ所得制限がかかってるんやろうとなると、子どもを産むことに躊躇するまではいかないかもしれないんですけど、プラスには働かないと思うんです。不公平感を感じさせると。そういうことを考えたときに、医療費の所得制限、これは取り外してもらいたいということもあるんですけども、実際、乳幼児医療の所得制限の対象者293名、子ども医療費の所得制限の対象者812名、決算委員会のほうで、令和4年度ベースですけども、ご報告いただきましたけども、この約1,000名のお子さんたちの親御さん

がこの所得制限がなくなることで、もう一人欲しいなと思ってもらって、1割のご夫婦が、そこまで市がやってくれるんやったら私も頑張るわと産んでくれたら、1,000人の1割やったらあと100人子どもが増える、そんな計算になるんですよね。そこまで増えるかは分からないんですけども。だから、そういうことで人口を増やす政策、ここにつなげていってほしい、そういうふうには私は思うわけです。

市役所の職員の皆さまは、基本的には法令や条例、規則、そして長期総合計画や都市計画マスタープランなどの根拠に基づき、予算上の制約を念頭に公共や公平性、緊急性などの要素を考慮しながら、日々の多忙な業務を遂行されているのも承知しております。であるからこそ、常に何のためにやっているのか、目的、目標意識を持って業務を効率的・効果的に行う必要がございます。目の前の課題や制約の結果、本来の目的が達成困難な施策が行われていないか、もう一度PDCAサイクルでよく確認していただきたいというふうに思います。

山に登る、目標に至る道というのは何本もあるんです。どの道を選択するか。それを選ぶときに、目的地に早く到着するために、急だけども短い道を選ぶのか、緩やかだけれども着実にいける道を選ぶのか。そして、課題に直面したときに、道を太くして登るようにしたいのか、もしくは全く違う道を選ぶのか。そういったことを合理的に行うのがPDCAサイクルだと思っております。

私、議員ですので、市政をチェックするという機能上、どうしても批判的になって申し訳ないんですけども、目的と目標、これを共有できれば、市政を後押し、前へ進めることができます。したがって、議案審議や事業評価の際、市の問題意識、課題とともに、事業目的や予算規模、事業規模、事業効果、

評価等を明確にした上で議会に説明していただき、目的や目標を共有した上で議論をさせていただきたいと思っております。

「人輝き あたたかさ湧き出る みんなで創造する元気なまち 橋本」実現のため、いま一度、本機会を通じて、各所管の施策目標について考える機会になればと思います。

以上三点ほど思いを伝えさせていただきましたので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、次に。お願いいたします。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、農業施策に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）農業施策についてお答えします。

まず一点目の農業従事者の担い手の確保と育成施策について、一つ目の令和4年度の新規就農目標値と新規就農者数ですが、新規就農者目標値は累計数で30名です。令和4年度における新規就農者数は国費事業である新規就農者育成総合対策事業の補助事業を活用した認定新規就農者が2名であり、また補助事業を受けずに認定新規就農者になっている方が1名おり、合わせて3名で、これまでの認定新規就農者の累計は30名となりました。現時点において目標値は達成していますが、これで地域の担い手が足りているということではありませんので、新たな担い手を育成及び確保していくために、農業委員会や農地中間管理機構、県、JAなどの関係機関と連携し、就農相談から就農経営の安定化まで、きめ細やかに支援していくことが重要です。

次に、二つ目の市が連携した営農指導実績は、市として専門的な直接の営農指導実績はありませんが、JAの営農指導員が取り組む営農指導は、柿の摘蕾、摘果、剥皮、剪定や、

ブドウ・桃・かんきつ類、野菜等の栽培講習、病害虫発生時の対処や生育不良などの栽培に関する相談、農業経営に関する相談など、幅広い指導を実施していただいています。

また、三つ目の栽培講習会については、和歌山県、JA、橋本市が、新規就農者、就農意欲のある方、栽培技術の向上をめざす農家など様々な希望者に対し、年間で40回程度実施し、延べ450人以上の参加を得ています。JAのトレーニングファームでは、新規就農希望者に対し、1年間就農に向けた技術の習得等の指導を実施しています。また、今年度より、橋本・伊都新規就農者育成協議会を設立し、新規就農者の受入れから定着までの必要なサポートを一元的に実施できる体制づくりに取り組んでいるところです。

次に二点目の農業収入目標値の設定根拠と新規就農を誘引する施策の評価についてですが、本市では農業経営基盤強化促進法に基づいて、橋本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めており、効率的かつ安定的な農業経営の目標を認定農業者の場合は農業所得が400万円、認定新規就農者の場合は320万円と定めています。所得ですので、農業収入から農業経費を差し引いた金額になります。これはいずれも和歌山県の基本方針に基づいて設定している所得目標額です。市内には専業農家だけでなく、特に水稻栽培など兼業で農業を営む農家もあるので、目標とする所得は320万円よりも低く設定する必要があります。平成29年の基準値よりも50万円を上乗せした270万円を目標値としているところです。

新規就農を誘引する施策の評価として、国の事業である新規就農者育成総合対策の機械・施設等の導入を支援する経営発展支援事業補助金を2名に、令和3年度までの事業として新たに農業経営を開始するための資金を

農業者に交付する農業次世代人材投資資金を25名に、また令和4年度より開始した経営開始資金事業補助金を2名にそれぞれ交付しています。就農相談に来られた方の状況を丁寧に聞き取り、該当する事業がないか慎重に見極めながら事業を活用していただいています。

最後に三点目の生産量と出荷額の均衡についてですが、多くの農産物については均衡が保たれていると考えていますが、高野山麓精進野菜については生産量、販売量ともに今後増加させていく必要があります。12月広報では特集として、高野山麓精進野菜を体に優しいこだわり野菜として市民の皆さんへの周知に努めています。また販路の拡大、収入増加施策として、農業という職業がもっと魅力的なものとなることで担い手が確保できるよう、農産物等インターネット販売促進事業や橋本ふるさと便事業に取り組んでいます。両事業を運営する中で、担い手である農業者に対して新たな販路開拓やリピーター獲得のための育成支援に取り組んでいます。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）それでは、続いて農業従事者の確保について伺います。統計によれば、2010年から2020年の10年間に288の農業事業者が減っています。新規就農の増加分を差し引きした上で平均して毎年、29事業者ずつ減っているわけでございます。農業従事者の維持確保という観点では、目標値30達成していますというご答弁でしたけれども、情報修正すべきではと考えますけれども、見解を伺います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員おただしのとおり、地域の担い手が決して足りているということではありません。具体的な目標値

については今後検討する必要がありますが、新規就農者数については決してハードルが低いわけではありませので、状況を見ながら検討したいと、そんなふう考えています。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）続きまして、農家所得に対する施策ということで、農産物等インターネット販売促進事業、ECサイトですね、これと橋本ふるさと便の事業をされておりませけれども、登録の申請件数についてお伺いをいたします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず橋本ふるさと便の登録事業者につきましては251農家、それから、インターネット販売促進事業補助金の活用事業者農家については43件、それぞれ令和4年度の実績でございます。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。私のほうに資料を頂きました統計では、年々増えているということでございますので嬉しい限りなんですけれども、一点気になるのが費用対効果と言われるやつです。いわゆる税金投入額に対してどれだけ販売額を上げられたか。レバレッジの話になるんですけども、ECサイトは43事業者で、年間約2,000万円の税金を投入されております。それに対して販売実績が約8,000万円、レバレッジが4倍効いているということなんです。

一方、橋本ふるさと便の251業者に対しては、いくら販売額をしたかという統計は取れないという話でございまして、参考までに言うと、やっちゃん広場でだいたい2,200円から2,500円のもののがふるさと便で送れる価格帯ということを鑑みますと、レバレッジがだいたい2倍強ぐらいですかね、1,000円程度送料がかかると考えると。そうなった場合に、費用対効果という面で少し弱いのではないかなという

ふうを考えます。したがって、ECサイトと同等の効果、つまり送料に対して4倍程度の売上額を必要とするような条件、これを橋本ふるさと便に加味したほうがよいではないかというふうに思いますけれども、見解を伺います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）確かに議員がおただしのおり、農家の所得を向上するというためにそういった制度の見直しをされてはどうですかという提案については、今後いずれかの時期には検討していかねばならないというふうには思います。ただ、制度の見直しをするにあたっては、農産物の収穫時期、例えば前半は桃やブドウ、後半になりますと、今現在、柿等がというふうな状況が起こっています。そういった中で制度を見直すことによって、事務もかなり煩雑化されるというようなことがありますので、そういったことも含めて関係部局と今後、引き続き協議をしたいとは思っています。

ただ、効果としてなんですが、農家の方が、市もこれだけのことをしてもらえるんやから、私らもう少し頑張ろうよというような高齢者の農家の方もおられますし、80歳を超えてからこのECサイトを勉強して活用されている、それがすごく楽しみだというような方もおられますし、市長への手紙という制度においても県内外から、こういった制度については非常にありがたい、家族や、それから親戚の方も喜んでもらっているというようなこと、そういったことがあります。特にこのふるさと便については、市内の方が全国に橋本市の特産物を送るということで、ふるさと納税等にもつながっていくということが起こりますので、そういったことも含めての効果だというふうに認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

私の着眼は、このふるさと便というものが未来永劫続くんであればいいと思うんですよね。ただしながら、これ、そもそも始まったのがコロナの交付金ということで、それを今、市のほうでふるさと納税の額を充てているんですかね。いつまでやるんだという話になると、どちらかというと、農家の方は非常にありがたいのは確かなんです。しかしながら、この受け止め方は、新しくこんだだけやってくれるんだから、子どもとかに後を継がんかと、もしくは新しい新規就農者が、そんだけずっとやってくれるんやったら僕も参入するわという制度になっているかという、実はそうではなくて、これ、もしかしたら、いつ終わらんやろうという話になっているということなんです。

ECサイトはずっとやられるのか分からないんですけども、ずっとやってくれてそこに販売を載せれるというお墨つきがあると、安心して新しい多角化とかを含めて設備投資とかをやろうかなと思うんですけれども、最終的にはそこにつなげていかないと駄目な政策じゃないかなと思いますので、今後、引き続き一番最適化というか、支援の在り方というものを検討していただければと思います。

本件については以上で終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、ごみ収集施策に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（井上稔章君）登壇〕

○総務部長（井上稔章君）ごみ収集施策についてお答えします。

まず、可燃ごみ収集の夏場週2回化の可否についてですが、本市では「環境への取り組みを次世代へ」をテーマに、長年市民の皆さまのご協力の下、生ごみ堆肥化・減量化運動

を進め、独自の生ごみ処理方法の検証、電気処理機の購入補助制度の充実などを進めながら、ごみ減量と資源分別に取り組み、可燃ごみ収集の週1回化を実現しています。

この取組みに伴い減額できた財源を、子ども医療費の無償化にも活用しています。このように子どもたちのための貴重な財源を生み出す施策でもあることから、市の方針として1年を通じた週1回化を継続することとし、今後も市民の皆さまにご協力をお願いしてまいります。

次に区・自治会が独自にごみ収集ができるようにする制度づくりについてですが、まず、区・自治会が追加のごみ処理を市を通じ委託することについては、さきにお答えしたとおり、ごみの減量化について全市民にご協力を頂けるよう、区・自治会の合意を得ながら計画的に取り組んできた経緯がありますので、お受けすることはできません。

また、家庭から出るごみは、店舗などから出る事業系ごみに対し生活系ごみと言い、区・自治会が業者に直接委託するには、業者に対し生活系ごみの収集運搬業の許可が必要となります。本市では、生活系ごみの収集運搬業についての許可を行っていないことから、現時点において要望の実現は困難であると考えますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）いろいろ制度的なものをお願いしても難しいということですので、結論はもう頂いているので、ここは市民の声をお伝えするというスタンスでいきたいと思うんですけれども。諸先輩方もごみの収集に関しては多く要望をされている、一般質問をされている中で、やはり私も地域を回ると、

ごみの収集の要望というのは、特に若い子育て中のお母さんですね。それと主婦の方、それは高齢者も含めてなんですけど、どういう方かという、実際に各家庭で家事をされて、子育てをされて、介護をされて、ごみ出して袋を出すだけじゃなくて、シンクのところからごみを回収して、料理をしながら洗面台のところのごみを取ったり、本当に各家庭の家の中のごみを全部集めて回って袋詰めして、それを1週間に1回やからと思って、いろんなことを考えられてやられている方の声ですね。僕みたいに全部袋になったやつを「出しといて」って出すだけの人間じゃない方の声ですということです。

そういう方たちが、じゃあ、どういうことをされていますかという話をしたときに、お聞きになったこともあるかもしれないんですけども、冷凍庫の中に保管をして腐らないようにする。そして、新聞紙で二重、三重に包装をして臭いが出ないようにする。そして、防臭袋ですね、おむつを入れるような臭いが出ないものとか、あるいはビニール袋を二重、三重にして防臭でやりますと。もしくは、ごみ出し日近くにならないと、生魚とか、へたがよく出る野菜とか、こういったものは買うのを控えると。必要なものしか買わないというよりも買い控えみたいな形ですね。こういった対策を取られている方が多いというふうに、肌感で感じております。

冷凍保存は正直、衛生的な面でちょっと問題があるんじゃないかと。新聞紙で包装する。これ、ごみが逆に増えていますよって話ですよ。資源ごみを可燃ごみにしちゃっているということです。そして、防臭袋とか袋を二重にする対策。これ、一緒です。ごみが増えていますよかって話です。買い控え、これは経済上、消費の冷え込みにつながっていませんかと。これ、どの対策をやっても、市にと

って、ごみは減るんですけども、経済を回したり衛生上の話をすると、いいところって全然ないんです。だからこそ、皆さん夏場だけでもという話になるんですよ。

何も市民の方は2回やってくれって、「せめて夏場だけでもお願いします」という言い方なんです。無理は言いませんと。そういうことなので、財源に余裕が出て何をしようとなっているんであったら、まさにそこに投入してくださいよという話が市民の声なわけです。そこをよく聞いていただいて、対応していただきたいなというのがあります。

先ほど住みにくくなって転出をされたというお声を聞いたんですけども、一部の消費者、地域の住民の皆さまにとって、公共交通と合わせてですけど、夏場の可燃ごみの週2回収集していただくというのは、地域で安心して持続可能で、その場で、その地域で住んでいただく。まさに、その地域の人にとってはSDGsなんです、ごみ2回収集してもらうというのは。だから、そのことをこの場を通じて、執行部の皆さまにお伝えさせていただこうというふうに思います。

二点目は市内の認識統一です。この質問をつくるにあたって、「SDGs 交付金をごみ収集2回に使いませんか」という話をすると、地域振興室のほうは「使えないことはない」という言い方をされたんですね。生活環境課に行くと、「許可業者がないから絶対できませんよ」と。市の中で認識がうまくすり合わせができていないという事実がございましたので、市の政策なので、どうするかは決めていただいたら結構なんですけれども、少なくとも市の認識の統一、どこの課に行っても、こうこうこういう理由でこれはできませんということがお答えできるようにしていただければなというふうに思います。

三点目は、生ごみ処理機の助成制度の費用

対効果でございます。平成28年度から令和4年度までの7年間に296台、1,061万441円の助成実績、これがございます。今現在、6割助成ということですので、だいたい1台当たり3万6,000円ぐらいの補助率ですね。利用者は持ち出しが4割ですので、だいたい5万円から6万円ぐらいの価格帯のものを買われているのかなというふうに思うんです。6万円と試算しましょうと。普及率なんですけども、橋本市って2万7,000世帯前後あったと思うんですけども、296台を導入したということは、7年間かな、8年間で296台なので、1%なんです。7年間で1%の普及率。

これで、じゃあ、ごみをどれだけ減量できたんだということなんです。1,000万円の補助金を出して、1%の普及率で、どれだけ減量できたんだということになるんですけども、試算すると、1袋当たり233円かかると、6kgのグラム数ですね。1年間に52週ありますので、だいたい1万2,000円焼却費用を削減できたわけですね、1年間で。生ごみ処理機の耐用年数というんですかね、使える期間が5年と設定されていますということで5を掛けると、だいたい6万円ぐらいですわ。6万円です。どれだけ経費としては削減できましたかということ、先ほど言いました補助金が3万5,000円で、利用者が4割出すんで、だいたい6万円の価格帯のものを買って6万円のごみ処理費用を削減できますということなので、あまり経済的な効果って実はないんじゃないかと。

しかも、この6年間の間に利用者の人は毎日の手間があるわけですね、生ごみを堆肥化する。そして電気代もかかります。そして5年後には、その生ごみ処理機を廃棄するためにまたごみが出ますということ考えたときに、費用対効果が逆に悪くなっているんじゃないかというふうに私は考えてしまうところ

がありますので、どういふうにそこは考えられるかはお自由なんですけれども、費用対効果も含めて考えていただければなというふうに思っております。

そして、四点目なんですけれども、最後、事業者に対する減量の取組みですね。事業系ごみについては、生ごみ処理機の補助制度がありませんということでした。事業系ごみこそ、皆さん飲食業をやっていたら、残飯とか料理のへたとかが出るんじゃないですかと私は言いたいんですね。本気でごみを減らしたいんだったら、事業系ごみはお金を払っているから全部何でも持っていつてくれるね。楽ですよ。なんですけれども、その部分を市がお願いをして、「ごみ減量に取り組んでください。お願いします」と言うのが、本当にごみを減量するんだったら、そこに手をつけなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っています。

アンケートで見ましたけれども、4人、5人家族がいる世帯数、だいたい3%から5%ぐらいだったじゃないですか。あとは皆さん1名、2名ぐらいの家族だったので、アンケートで見た限りですね。4名、5名のご家族が生ごみ処理機を使われていたら、費用対効果はある程度あるのかなとは思いますが、ご夫婦でやられる方とかだったら、2人分の生ごみを1年間削減して、どれぐらい、何g、何kg減るのかなというところですね。それよりはやはり事業系のごみを減らす努力をするというのも一つのごみを減らす手だてなのかなというところなので、その部分を推進検討をされてはいかがかなというふうに思っております。

以上、これは意見を述べさせていただきましたので、今後もし、そういう制度を考へるときに、参考にしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたしま

す。

本件の質問についてはこれで終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目4、道路修繕施策に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）道路修繕施策についてお答えします。

まず一点目の道路修繕に伴う関係機関との連携及び処理率の進捗ですが、道路においては市道は市が管理し、県道、国道についてもそれぞれが管理しております。道路交通法に伴う路面標示等は、警察署の所管となります。市内の道路において市道管理部局である都市整備課に陥没や区画線等が消えているなどの通報があった場合、市の管理物件でない案件については、それぞれを管理する担当部局に連絡しています。

また、第2次橋本市長期総合計画に記載のある道路修繕の進捗率については、平成29年度の数値を基準として、単年度当たりの要望件数に対する処理割合を目標値と設定しています。当初は令和4年の目標値を40%、令和9年の目標値を50%と設定していましたが、後期基本計画策定時、令和3年の実績が当初の目標に対し7ポイント上回る結果となりました。令和9年においても目標値を上回るよう努力いたします。

次に二点目の道路整備に関する予算要望の状況についてですが、道路維持に伴う施設等の修繕料や工事費を合わせて、令和3年度は約9,900万円、令和4年度は約1億4,200万円、令和5年度は約2億700万円と予算を増額し、計画的に実施しています。財源についてもできるだけ地方債や交付金を活用し事業を進めていることから、国に対し、令和8年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の期間延長要望や、社会資本整備総合交付金

の大幅増額の要望をしているところです。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

まずは一点目、市道の植栽の整備ですね、植栽というか植え込みと言うんですかね、れの整備についてお伺いをいたします。道路を走っていると、歩道の雑草が車道のほうにはみ出て、歩道と車道の間のところかな、が車道にはみ出ていたり、あと、車道の中央分離帯、こちらが結構ススキが伸びている季節なので目立つということなんですけれども、整備のためにシルバー人材センターを介して、草刈り機でブンブン回しながらやっていただいて非常にありがたいことなんですけれども、これ、かなりの距離と量と人件費がかかっているんじゃないかなというふうに思っております。SDGsとか、ガソリンを減らしましょうということで、前日も市役所の車のガソリンを減らしてEVを入れましょうとかいう話もされていたんですけども、それをやるよりはこの植栽とかを、不必要と言ったら変なんですけど、整備できるならやっていただいて景観を保持していただいたらいいんですけども、草ぼうぼうになって、景観が悪いよねとか、住環境が悪いよねとか、外から来た人が、これ、ちゃんと運営できてるのかなみたいなふうに思うぐらいであれば、維持できないのであれば、ロードバイクとかが走るとかいうところとか、住環境に近いところとかは舗装化してしまっ、草刈りが必要じゃないようにしてしまえば、毎年毎年草刈りもしなくていいじゃないかなって、短絡的とか、ちょっと乱暴な意見になってしまうかもしれないんですけども、そのように思うんですけれども、中央分離帯とか歩道の整備事業をする際、今後、維持管理や整

備所用とか走行の安全性、こういうことを鑑みて、植栽、植え込みを撤去して舗装化することについて見解を伺います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）中央分離帯や公道に植栽された街路樹や低木などは、車両と歩行者などの分離による安全性や快適性、また景観の向上なども目的に整備しておられます。草刈りについては、幹線道路など中央分離帯も含めて年2回実施しているんですけど、植樹帯における雑草や低木の繁茂というのは、成長した街路樹によって通行の妨げや歩道における根上がりなど、対応も必要となっていることから、今対策としては、通報があれば職員で剪定したり、草刈りなどを実施したり、また街路樹なども間引きとかというのも行っており、本数を減らすというようなこともやっております。低木全てを撤去となれば、地元区や周辺住民等の方の協議も必要となってくるので、街路樹の維持管理、今現在も多額の費用がかかっているんですけど、計画的な街路樹等の本数の削減や市民協働などいろいろな観点から、効果的な対策について検討をしてみたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。全て撤去しろと言っているわけではなくて、本当に紀の川沿いなんかは逆に桜並木とかを植えたらどうかとか、ポプラ並木とかケヤキ並木とかいろいろあるんでしょうで、それを一つの観光資源としてするのも手なんですけども、やっぱり維持ができていという前提が大切だと思いますので、その需要と供給とか、維持の観点から、そこは検討していただければなというふうに思います。

最後に、歩道の舗装整備について伺います。橋本市は傾斜地が多い特性上、道路に陥没やひび割れが散見をされます。元気な世代には

何の問題もない陥没やひび割れなんですけれども、高齢化に伴って高齢者の方や、もしくは、抱っこひもで赤ちゃんを目の前に、おんぶじゃなくて抱っこをされている赤ちゃんです、ね、こういった方については足元が見えないので、こういったちょっとしたことが転倒の原因とかになって危険が増します。また、電動カートとか車椅子の利用の方、もしくはベビーカーの方に、乗っていただいたら結構振動がガタガタガタと来てしまうと。陥没があると、がくっと足が取られると。そういったことがございますので、幼稚園とか保育所回りとか、あとは、どこも高齢率は高いんですけども、バス停に至る経路とか、そういったところの歩道、こういったものの整備、これを優先順位を上げて整備していただくということをお願いしたいと思いますけれども、見解をお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）現在、修繕などの要望は、主に区からの要望書を基に実施しております。現場確認の上、緊急度合いを判定した上で優勢順位を決めておるわけなんですけど、今後修繕などの優先順位の決め方については、高齢化がますます進む上、子育て世帯にも安心できるまちにしていくためにも、優先順位をつける際の基準についてもどう反映すべきか今後検討していきたい、そのように考えております。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩をいたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時47分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、7番 岡君。

〔7番（岡 弘悟君）登壇〕

○7番（岡 弘悟君）おはようございます。

何となく空気が変わっちゃいましたけど、気にせず、我々はこれが仕事なんで、仕事を集中してやっていきましょう。

ちょっと余談なんですけど、371、大阪方面から橋本市に向いて抜けて行くと、くら寿司がありますよね。ちょっと下り坂になるんですけど、その左側なんですけど、たまにはしもとオムレツののぼりがわーっと立ったりとかするところなんですけど、あそこ、すごく撮り鉄の方にはいいスポットらしくて、この間、先々週かな、日曜日、僕があの前を走っていたら、二、三十人の人がカメラを持って走ってるんですよ。僕、前から聞いていたんですけど、やっぱりこれぐらい来てはるんやと思って。

気になったのが、はしもとオムレツとかののぼりを立てたときに、僕、撮り鉄の邪魔をしているとかそんな話じゃなくて、のぼりが邪魔で柵を越えて撮影をされる方も出てくるので、場所を変えていただけたらなというのと、あと、撮り鉄の皆さんにはもちろんルールを守っていただきたいということと、あと、僕はあまりそういう撮り鉄の話というのは疎いほうなんで、プラモデルとかアニメとかが好きなんで、撮り鉄はよく分からないんですけど、かなりええスポットらしいです。あと、マクドナルドの交差点のところもすごくいいらしいですね。あと、あまり言うとお邪魔になるんですけど、とある地域でもすごくいいスポットがあって、そこはあまり知られてないんで二、三人の方しか来られていないんですけども、そこは言うとう住宅街になってしまうんで、撮り鉄が二、三十人も来られたら地域の方にご迷惑なんで、そこはちょっと言わないですけど、そういった一つ配慮もしてい

ただいたら迷惑行為も減るのかなと。

あと、できたら、そういうところに展望台なんかを造っちゃうと、聖地になっちゃったりするんと違うかななんて思ったりもするんですけどね。そういったのもまた勉強していただければいいかなと思います。

今回の質問は二点です。

一つ目は、乳幼児・子ども医療無償化の所得制限について。

これは以前も質問をさせてもらっているんですけども、基本的にはよく理由が分からない。なぜ所得制限があるのか分からない。その理由を僕も理解できれば、いつも言うんですけども理解さえできれば、議論と議論をして、行政側の議論が勝っているのであれば、それはそれでいいかなとは思いますが、どうもお答えを聞いていると理解するには難しいかなと思うので、再度、質問をさせていただきます。

二つ目の質問は、上司の立場と部下の立場、それぞれを理解する職場づくり。

昨今、いろんな問題がまあまあ出てきて、いろんな問題について社会的にも考えているのかなという世の中になってきているんですけども、何でもかんでもそれに当てはまるかというふうになってしまうとなかなか仕事もしづらいし、生きづらい世の中になっていく。例えば一つ、今回の焦点を当てさせてもらっているんですけども、例えばパワハラについても、上司がそれを言うてしまうと、全部がパワハラになってしまうと上司の仕事ができないし、逆に、部下の立場からしたら、それはパワハラじゃないのかという部分も出てくる。その境目というのを考えていったときに、じゃあ、どこが境目なんかが全く不透明になって、この場合はいいし、この場合は駄目みたいな感じになってくると、やはり仕事的にはやりにくいと思うんです。そういった問題

についての職場の環境づくりはどうしておられるのかなというのを質問したいと思います。

それではまず一つ目から。以前にも一度質問いたしましたが、再度質問いたします。乳幼児・子ども医療無償化制度にはなぜ所得制限が設けられているのでしょうか。

この制度の本質は、橋本市の子どもたちの健康を守るというのが趣旨だと以前お聞きしましたし、低所得者や医療を受けられない家庭状況の子どもたちへの救済目的ではない趣旨のお話もお聞きしました。実際に所得制限を受けない家庭の平均年収ベースで考えると、十分に医療費は捻出できる年収という事実からも、そうであることは理解できます。ではなぜ所得制限を設けているのでしょうか。

日本は累進課税制度により税の負担を収入に応じ課税されています。低所得者も高所得者も相応の納税義務を負い、義務を果たしているにもかかわらず、受けるべき行政サービス、つまり権利を得ることができない。なぜ権利を得ることができないのでしょうか。ここでこの話を聞いたときに感じる「お金があるのだから自分で払えばいい」といった感情論は全く意味をなしません。それは先ほど述べたように、この制度の本質が低所得者救済のためではないからです。

納税の義務を果たしながら、なぜに権利は放棄させられているのか、その一番の理由をお教えてください。その理由に納得できるのであれば以後この質問はいたしませんので、明確な答弁をお願いいたします。

二つ目です。昨今、働き方改革やパワハラ、セクハラ問題など様々な職場での課題が浮き彫りになってきていますが、上司の立場、部下の立場で考えると、おのおのの立場と言いつつ分があると思います。例えば、上司の立場で言えば注意一つにしても、これはパワハラにならないのかといったことを考え過ぎて職務

が遂行できない場合もあり、部下の立場で言えば、それは理不尽すぎるのではないかと、身に覚えのない注意を受けたりするかもしれません。このような状況はどの組織でも起こり得る問題ではないでしょうか。

本市はどのように上司としての立場と職務、部下としての立場と職務の相互理解を図っているのでしょうか。部署内での意思疎通、実行、そして評価はどのような形で行われているのでしょうか。

以上二点です。明確な答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君の質問項目1、乳幼児・子ども医療費無償化の所得制限に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）乳幼児・子ども医療費無償化の所得制限についてお答えします。

この医療費助成制度の趣旨は、子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とした制度です。所得制限を設けず、全ての子ども・保護者を医療助成の対象とする自治体が増加していますが、限られた財源の中でこの制度を維持していくため、所得制限を撤廃していないというのが本市の状況です。

この制度により一番恩恵を受けるのは、経済的に困窮して受診を控えている家庭であると思われ、昨年度は対象年齢を18歳に達した年度末まで拡大し、対象者の裾野を広げました。今後は財源の確保や施策の優先順位等について検討しつつ、国において児童手当の所得制限撤廃の方針が示されていることも勘案し、検討したいと考えています。

また、この医療費助成制度は全国一律ではなく、各自治体によって対象年齢等に差異が

生じており、自治体間の競争のような状況となっています。他の自治体との差別化を図ることができるという側面もありますが、市の財政負担が増すばかりであるため、市としては、国による全国一律の制度の創設や財政措置なども要望しつつ、子どもたちの健康の保持増進のために今後も取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君、再質問ありますか。

7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ありがとうございました。一個一個聞いていこうかなと思うんですけど。

まず今、所得制限なんですけども、所得制限にかかる、かからないの年収ベースはおいくらになるんですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）扶養人数によって差異がございます。扶養人数がゼロの場合で所得制限額は532万円、それから1人の場合は570万円、2人の場合は608万円、3人の場合648万円ということで、以下、人数が増えるごとに38万円増加していくということで、そういった所得制限を設けております。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）先ほど部長の答弁でありましたけど、一番恩恵を受けているのは低所得者のご家庭やというお話やったんですけども、でも、制度の趣旨自体は低所得者向けではないですよ。今の年収ベースで考えたら、十分医療費を捻出できると僕は考えるんですけど、その点についてはどうですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）確かに医療費が捻出できる年収ベースではあるとは思いますが、果たしてこの金額で各家庭が医療費を捻出する部分というのはかなり大変なこととは思っています。こういった所得制限につ

きましては県の補助も受けながらやっておりますので、所得制限につきましては県の制度に合わせているというところです。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）じゃあ、県の制度はなぜ所得制限を設けているんですか。その理由は、もちろん分かってやっているんですよね。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）この制度につきましては、昭和48年4月から県のほうの助成制度で市町村と共同でやっております。当時は3歳までとかもっと年齢が低く、今現在は未就学児が県の補助をしていただける範囲というふうになっています。当時、今から50年前ですけれども、所得制限についてはちょっと変わってきているかもわかりませんが、より多くの子どもたちを限られた財源の中で補助していこうというところで所得制限をつけられているというふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）当時の金額と今の金額って全然違うんと違いますか。給料ベースで当時って、今と同じだけの給料ベースがありましたか。ないでしょう。ということは所得制限自体が、今は500何がしから600万円というのは、当時の高所得者と現在の高所得者の考え方で全く議論にならないですよ。給料ベースが違うんやもん。それを一緒にしていること自体、それは県の話やからここで言うことではないけど、それは県にも考え方をもちろん変えてもらわなあかんけど、そのベースにのっとっているからそうなんやって、今つくった制度、今つくったんでしょ。昨今つくった制度ですよ、橋本市の場合はね。それをその年収ベースに合わせているということ自体、僕はおかしいと思っているから質問をさせてもらっとるんですよ。

先ほど部長もお答えいただいたけど、もちろん僕、この制度に関しては、低所得者の方が一番恩恵を受けられると思いますよ。そのとおりに思う。前もこの質問をさせてもらったときに言いましたけど、それやったらそれにターゲットを絞ったらええんと違うん。その年収ベースの人にターゲットを絞ればいいんじゃない。そういう施策じゃないから、僕は何で所得制限があるんですかという話をしとるんですよ。だから、おっしゃっていることはもちろんそのとおりに思うんですよ。僕は何もこの制度自体がおかしいとか、そんな話をしているんじゃないで、所得制限を設けている理由は何なんですかと聞いているんですよ。低所得者向けの施策であるのであれば、低所得者向けにやればいいじゃないですか。ほんだら、財政もさほど必要ないでしょう、今ほどは。

その中で570万円とか600万円何がしの方たちの医療費が、例えば先ほど部長が答弁でおっしゃいましたけど、その人たちも医療費無償化のほう助かりますって、分かりますよ。でも、それはみんな違いますの。僕は年収ベースって、人それぞれ生活の水準が違うので、一概にその方が裕福だとか裕福じゃないとかいう話はしませんけど、でも、子どもの医療費自体は十分出せるところ。だから、僕、そこを別につくつつもりはないけど、という考えでいったら、本市全体の行政サービスじゃないんですかということをお願いしたいんですよ。子どもに対する行政サービスじゃないんですかという話をしているんですけど、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）子ども医療費につきましても行政サービスの一環です。でも、このほかにも様々な子どもに関する権利、それから命を守るという行政サービスもござ

います。本市では、国よりもいち早く子育て世代包括支援センターをつくって、かなり多くの相談を日々、夜遅くまで職員が対応している。そんなところにも予算を投入しましてやっています。

今回、こども家庭庁ができて、国へも先日から要望に行きまわりました。こういった自治体間競争について国のほうで何とか予算措置をしていただいて、全国統一の制度にしていきたいというふうな要望も市長とともにやってきました。

そういった中で本市の中では、まずは子どもたちのそういった家庭相談を重視して先に投入し、そして、例えばこども園の統廃合等について順次進めていって、いろんな新しい施策を展開しています。今後、この子ども医療費につきましても、担当課のほうとしましては撤廃に向けて財源を捻出していきたいというふうに思っているところでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）その方向でももちろんお願いしたいんですけど、財源の問題で様々な行政サービスもある。でも、それはみんな受けられるサービスなんで、別にそれはそれでいいんじゃないですか。僕は受けられないサービスがあるから質問をしただけで。子ども手当の話は、国でもらったらいいいんですけど、一つの考え方からして、所得制限を設けているというのは、僕、子ども手当に関しては別に反対じゃないんですよ。何でかと言うたら、現金支給じゃないですか。

例えばの話ですよ。100万円余剰金がある家が、例えば子ども手当で2万円もらったとしましょう。その2万円を子どもに使うかどうかは分からないじゃないですか。102万円あるから、2万円だけ、じゃあ、子どもに使おうか。もしかしたら、ほかでマックス自分が

できることをしているから、その2万円は自分たちの補填に使うかもしれん。それはなぜかと言うたら、使う側の主体が親になるから、自由度が大きいんですよ。でも、子ども手当のサービスというのは、子どもにかかった医療費って明確に分かるとるじゃないですか。そこと基準を一緒にしていること自体、僕はおかしいと思いますよ、そもそもね。もちろん子ども手当の所得制限撤廃は国でも考えたらええからあれやけど、現金とサービスは全然違うんですよ。

ほんでもう一個、先ほど3番議員も質問をされていたのでそれに触れますけど、ごみの減量化に関しても、高所得者は週2回収集してくれるの。せえへんでしょ。それ、公平さの観念でやるとると違いますのん。みんなが週1回になるんやったら、公平にみんな頑張るとよという公平さの下にやるとるとしてよ。

納税もそうと違いますのん。累進課税制度を取るとるのはそうですよね。日本で言う公平さの観点ですよね。僕、累進課税制度は反対しとるとんであれですけど。でも、一応公平さの観点で累進課税制度を取るとるとですよ。そしたら、納税の義務はしている。行政に対してごみの減量化も担っている。じゃあ、サービスはと聞いたら、あんたのところはお金があるんで自分のところで払ってください。公平さに欠けるとは思いませんか、部長。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）確かにそういった側面もございませうけれども、この制度というのはあくまで福祉医療ということで、助成制度というふうになっています。ほかにも例えば、ひとり親家庭医療とか、それから重心医療とか、それから老人医療とかというそれらのくくりの中の一つに子ども医療というのがございます。そういった中でいろいろ県

とも協調しながらやっている制度の中で、市として例えば小学生、中学生、高校生ということで裾野を広げてきております。そういった福祉医療につきましても、一定所得制限も過去からはやむなしというところで進めてきたところです。

ただ、昨今、こういった自治体間競争も始まって、子どもを育てる力を入れている自治体ということだと、各市町村が子ども医療費の無料化、所得制限撤廃、高校生までという、どんどんそういった競争になっているところです。本来、こども家庭庁ができて、こども基本法もできたところでございますので、担当課としましては医療費の無償化、所得制限の撤廃については、それをめざしてやっているところです。また国のほうにも先ほど言いましたように要望しつつ、制度の自治体間の公平さを図っていただくというふうな取組みも行っていますので、よろしく願います。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）いい答弁なのか微妙なんで質問しづらいんですけど、やっていただけるんやったらもう質問しないですけどね。予算の関係の話も僕、理解できるんですよ。でも、小・中学生のときに撤廃せずに高校生に行ったらじゃないですか。予算の話をするんやったら、先にそこを埋めてよ。でも、理屈は分かるんです。裾野を広げて高校生まで行くと、低所得者の人も助かるからね。そこは理解しているし、そこまで言うのは厳しいのかなと思ながら質問をさせてもらってるけど、ただ、僕の中の理屈で言うと、これは低所得者向けの救済の目的の行政のサービスではないということ。そこを自分たちが打ち出しながら所得制限をつくっている、この矛盾が理解できないから質問をさせてもらってるんです。最初から低所得者向けの救済サ

ービスやと、救済するための行政の一つの施策やというんであれば別にこんな質問をしないし、実際に所得制限、高いでしょう。

この質問をしたときに子ども手当の話はよく出るんやけど、子ども手当って国の施策やから、全国的に一律に所得制限がかかるでしょう。そしたら、東京で住んでいる人と橋本市で住んでいる人って、同じ年収ベースでも生活は全然違うじゃないですか。これ、前の仁坂知事もずっと言うていましたよね。東京で800万円で子ども2人は育てられないけど、和歌山県に来てもらったら子ども3人まで育てられるし、もっと豊かな生活ができますよ。それだけ年収ベースで換算したら、橋本市、和歌山県というのは生活にゆとりが出るほど安いと。じゃあ、和歌山県に住んでくださいというアピールをしているんですよとよく言うていましたよね。全くそれと同じで、国の考え方というのは全国一律で考えるんでね。年収ベースが県によって、都道府県によって高いか安いかわかるのはそこでまた差異が出てくるんで、それは国なんで仕方がないですよ。

でも、和歌山県で橋本市で考えたら、その年収ベースでは高いですよ。僕は橋本市の市議員なんで橋本市の話を見せてもらうけど、ということはやはり高いですよ。高いというのを、そこが悪いとは言わんですよ。そこまで裾野を広げてくれているんやなという捉え方もある。あるけど、やはりそこまで年収ベースを上げているんやったら、ほかの取り残されている方も救済していただきたい。何でかというたら、一番はこれですわ。子どもにかかった医療費なんですよ。子どもにかかった医療費やから、そこはやっぱりきっちり、橋本市全体同じ子どもなん。

前も言いましたけど年収が高い低いじゃなくて、橋本市全体の子どものじゃないですか。だから、そこに関してはやはり今後きっちり

考えていただきたい。親に渡るお金ではなくて、子どもに対するサービスで差異は設けてほしくない。同じ橋本市で元気に同じ小学校に通っている、中学校に通っている、高校に通っている子どもたちの中に、やはり差異は設けてほしくない。それは親がどうこうの話じゃないですよ。これは子どもに直接かかるサービスなんでそこは考えてほしいと思っていますんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）岡議員の質問にお答えします。

答弁で書かせていただいたように、児童手当の所得制限が今、国のほうで議論されているんで、その中で見直しがあれば、市のほうも考えていきたいなというふうに思っています。

もう一つは、先ほど部長が言いました財源の確保についても、先ほど3番議員は、財政がよくなったからお金を出せるやろというところの話ではない。来年、人件費、人事院勧告で2億円上がります。高齢化率も上がってきて、社会保障費、障がい者の保障費もどんどん上がってきていて、今うなぎ登りで上がってきている中で、財政がどういうふうに関後回っていくかというのもよく見ていかないといけないのと、令和6年から11年って非常に大きなお金を使うプロジェクトがありまして、その計画も立てて、今後、平成26年時に戻さんように、財政を厳しくしないようにやっぱりいろいろ考えていかなあかんです。

今、給食費の無償化という話も、これも国はやらん、県もやらんと言っている中で、岸本知事が言ったのは、低所得者に対する給食費は考えていこうかというふうな記者会見で話をしていて、うちはそこはできているんですけど、じゃあ、医療費もそこまで本当に困

っている人のための小・中・高の医療費にしていくんか、また全体を広げていくんかというところは、ぜひ検討していきたいと。やっぱり財源が回らないといろんな事情で出てきますし、今、交付税は伸びていっているんですけど、交付税が下がったときにこの財源というのがたちまち確保できなくなるということもありますので、国の動向も見ながら、もしやるのであればできるだけ早い時期に、ひょっとしたら9月ぐらいになるかもわかりませんが、新年度では編成に入るんで難しいところはありますけど、担当部局とよく協議をしながら、子どものためのものなんで、できるだけ所得制限は取っ払って、たしか3,000万円ぐらいのお金も単費で用意しないといけないという問題もありますので、ちょっと時間を頂いた上で、また議会のほうに説明をさせていただきますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）市長、ありがとうございます。僕、市長のお話はそのとおりに思います。低所得者向けにするのであるのか、それとも橋本市子ども全体のサービスにするのか、その二者択一、どっちかしか取れないですよ。でも今は、橋本市全体の子どもたちのサービスといいながら所得制限があるからおかしいんですよ。でも、僕ら議員の希望からしたら、やはりずっと続けてきたいいい制度なんで、ぜひとも所得制限を撤廃していただいね。

部長、一点気になるんですけど、僕も今、市長のお話、答弁の中でもそうやったし、これ、決算委員会やったかな、でも共産党の議員も質問をされたときの答弁だったんですけど、3,000万何がしというのは、これ、マックスですか。使った金額で補助していくわけやからマックスで、全員が使うわけじゃないん

で、そこまで上がるんですかね。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）その差額につきましては、今現在、医療費を支払わさせていただいています対象者の年間の医療費を一人当たりの医療費に換算しまして、市内全員の子どもの数で掛け合わせた差額でございます。この金額は、例えば子どもの減少によって減ってくることもございますし、それからまた医療費がかかる子どもがもし出てくれば、それはそれで増えていくということで、蓋を開けてみないと分からない部分も多少ございます。過去の事例からすると、一人当たりの単価を掛け合わせた差額がそういった数字となっているところでございます。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）そしたら、基本的には平均ベースでそれぐらいは上がってくるということですね。かなりの金額にはなるとは思うんですけども、スクラップ・アンド・ビルドでどうにか捻出していただきたいと思います。あと、蛇足なことも言わんでええんかな。あんまり言うともたあれなんやけど、市長にええ答弁をもらっとるんで、9月までに考えてくれると言うとるんで、ここで言えるのはそこまで言うてもうたんやったら、9月にはいいお答えを期待して待っておりますので、いいお答えやったらもう質問をしませんけど、あまりいいお答えじゃなかったらまた部長とやらなあかんのかなとか思っとるんで、できたら9月にはいいお答えをお待ちしております。

一つ目は終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、上使の立場と部下の立場、それぞれを理解する職場づくりに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（土井加奈子君）登壇〕

○総合政策部長（土井加奈子君）上司の立場と部下の立場、それぞれを理解する職場づくりについてお答えします。

職場においては多様な人間関係が存在しており、パワーハラスメントなどのハラスメントは、人間関係のトラブルなど、様々な要因で起こり得るものであると考えています。

本市では、令和2年に橋本市職員の職場におけるハラスメント防止等に関する規程を施行し、ハラスメント防止研修の実施や相談体制について明確化し、それに併せて悪質なものは懲戒処分の対象に加えるなど、市組織全体としてハラスメント防止に取り組んでいるところです。

また、職員基本研修においてハラスメント防止研修を毎年実施しており、ハラスメントを起さない組織づくりに努めています。

ハラスメントなどに関する相談窓口については、これまでも周知しているところですが、外部相談機関も含め、多様な相談窓口のより一層の周知徹底を図り、早期の発見とケアに努めたいと考えています。

上司と部下との情報共有、コミュニケーションについては、日常業務における上司から部下への指導や部下から上司への報告、相談のほか、人事評価制度による面談などを通じて、意識の共有化を図っています。

人事評価は、職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力の発揮状況を見る能力評価と、役割を明確化した上で挙げた業績を見る業績評価で構成しており、評価のプロセスにおいて被評価者と評価者が面談を実施し、評価者が総合して評価を行います。なお、評価者の評価が適正かどうかは、調整者、確認者がチェックすることとなっています。

今後、ハラスメントのない働きやすい職場づくりを進めていくためには、ハラスメントが起こる原因を知り、具体的にどんなことが

ハラスメントに当たるのか、職員が知識を身につけておく必要があります。

上司だけでなく、全ての職員がハラスメントに関する問題意識を持つために、定期的な職員研修を実施し、ハラスメントを許さない職場づくりを進め、職場のコミュニケーションを活性化し、働きやすい職場となるよう努めていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君、再質問ありますか。

7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ありがとうございます。答弁は完璧です、それができているのであれば。完璧、100点満点と僕は思います、個人的には。

ハラスメントに関して僕は両方の立場で考えたいと思っております。例えば、上司の立場でハラスメントの研修をしたときに、ここ、皆さん今、上司と呼ばれる方が集まっていますけど、これはハラスメントに当たるんじゃないかと思って業務上注意ができなかったり、考えてしまったり、業務に関して萎縮してしまう部分ってないのかなと逆に思うんですけども、その点についてはどのように職員と研修をしているのでしょうか。まあ言えば管理者ですね。管理者とどのように研修を行っているのかな。ハラスメントの研修となってくると全体で、どちらかという部下の立場の話が多くなってしまふやけども、上司としてのハラスメントに関する研修というのはどのようにしているのかな。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）まず職場のハラスメントというのは、私がここで申し上げるまでもないかと思うんですけども、優越的な関係を背景とした発言であったり、職務上、必要かつ相当な範囲を超えたものであったり、労働者の就業環境が害されるもの、

この三つの要素を全て満たすものであると言われてはいます。このことからすれば、想定できることとすれば、やはり上司から部下に対するハラスメントというのが想定しやすいかとは思いますが、上司と部下、もちろん双方向でお互いの意思疎通というかが一番基本となるかなと思います。こういう言い方をしたらハラスメントになるんじゃないかという、確かに上司としては不安な部分というのは皆さん経験があるのかなと思いますが、やはり言い方というのが大きいかなと。言い方による配慮というのと感じるほうの個人差、この隙間を埋めるためには職員相互にお互いの個性を知っておく必要がある。それにはやっぱりコミュニケーションが必要だと、そういうふうに感じております。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）そう、おっしゃるとおり。だから、曖昧なんです。ハラスメントというのは、この人にとったらこれがハラスメントに当たると感じる職員もおれば、上司によったら、これはハラスメントに当たらないというふうに考える上司の方もいらっしゃる。その相互の溝というのを埋めていかないと、やはりお互い分かり合わんとハラスメントってなくならないと思うんです。相互理解と言うのかな。その相互を片一方だけにしないかなと僕はすごく思うんです。全体でやっているけども、受ける側のお話になってないかなと。する側には、それはハラスメントに当たりますよというカテゴリーを与えているだけで、実はすごい曖昧なんです。あとは個人にお任せしますみたいになってしまっているけど。

ただ、気をつけなければいけないのは、怒ることに関して、怒ることは悪いことなんですか。部長、どない思いますか。ごめんなさい、ちょっと言葉が悪いですね。部下

に対して、職務に対して怒る。怒るという言い方はちょっとおかしいですね。指導する。いろんな意味で指導するというのは悪いことなんですか。その中でハラスメントって取られる場合もある。それは悪いことなんですか。上司としてはそこが一番しんどいと思うんですよ。怒れない。ハラスメントに当たってしまう。部下からしたら、何で怒られたか分からないというのもしんどいと思う。その相互理解の、じゃあ、怒るというのは悪いことなんですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）指導は必ず必要やと思っています。その指導する方法が、例えば怒る、叱る、諭す、注意するとかいろいろ段階があるかと思います。感情的に怒るというのはやはりよくないと思います。先ほど申したコミュニケーションという意味からも、いろんな日々の業務において双方に、例えば上司からはこの業務に対して注意が必要、指導が必要であるならば、きちんとその内容を説明すべきだと思いますし、また部下からは、報告や連絡、相談というのは必ず必要ですし、例えば決裁一つにおいても、その項目だけを伝えるのではなく、必要に応じては説明をきちんとすべき、そういうところから相互理解とかお互いの業務の内容というのが判断ができて、同じ指導をするにもハラスメントという受け止め方ではなくなると感じます。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）そしたら現状、今までそういった指導等は、怒った事例というのはあるんですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）指導というのは、例えば注意を何度重ねても現状がとか進捗が変わらないであるとか、それから、市民に迷惑をかけるような間違いをしていると

きであるとか、そういうところはやはり指導が必要となってまいります。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ここに管理者の皆さんがいらっしゃるんであれですけど、大声で怒るって、どなる、怒る、これがハラスメントに当たるかどうかというのは僕、微妙やと思うんですよ、正直な話。今はカテゴリ的にはハラスメント、完全なね。これは社会通念だけじゃなくて、弁護士も、社労士の皆さんにもお話を聞いたら、大声でどなるというのは精神的圧迫を与えているからハラスメントに当たる。

でも、例えば自分の子どもが危ないことをしたときに、皆さん怒った経験ないですか、大声で、危ないやろって。それって受け取り側からしたらハラスメントなんかな。違うやん、愛があるからや。気持ちがあるから、子どももそれを理解するわけですよ。相手のことをほんまに思っただけの大きい声というのは、相手にちゃんと伝わっているけど、感情のない大声というのは八つ当たりでしかない。自分が子どもに対して理不尽なことで大声を上げても子どもは言うことを聞かないし、これ、今は子どもの話やけどね。

例えば、皆さん、ここで考えてみましょうよ。大声を出されたことがない人っていないですよ。怒られたこと、ほとんどの方。僕と9番議員は多分かなり怒られたきた部類やから、大分どなられて育ってきたんやけど。これは冗談ですけどね。怒られて気持ちのよかったことなんて一回もないし、怒られてやったろうかな、やったろうというのは言われたことをやろうかなと思ったこと、一回もないですよ。そんなことは一回もない。何や、何でどなられてるんやって、ちゃんと説明してくれやって、ずっと思っていましたよ。今は中学生のときの感情でしゃべったんで言葉

が悪かったですけど。ちょっと思い出されてきたんで、中学の何とも理不尽なあのだなれ方が自分の頭の中でぐるぐる回るんですけどね。だから、どなられても何のプラスにもならないですよ。

だから、皆さんも普通に自分の立場で考えてもらったら、どなられた時点でそれ、完結してませんか。それで終わって、自分でそこから何かを進めていこうという感情にならないですよ。ああ、どなられたで終わってしまうんですよ。じゃあ、次、何でしょうかと思ったら、どなられんようにしようとなるんですよ。どなられるのが嫌やから。何も前向いて進まないんですよ。

仕事もそれと一緒に、僕も小さいながら会社を経営しているけど、僕も従業員をどなったことって1回だけあるんですよ。ずっと覚えている。後悔しているけど。その従業員がちょっと悪さをしたんで怒ったんやけど、どなってしまった。でも、どなってしまったけど、結局、直らなかつたんですよ。でも、後々落ち着いてきっちり説明したら理解してくれ、反発もされなかつた。だから、どなるという行為自体が、そこで完結した行為なんですよ。

ここに今、管理者の皆さんもいらっしゃるけど、どなるというのは、ないと思いますけど、どなるというのはやめてもらいたい。自分がどなられたときに何か得たものがあるかと考えたら、ないから。絶対ないですよ。だから、さっきも言いましたけど、愛のあるどなりというのはあったと思う。クラブで頑張ったけど、自分が落ち込んでいるときに、「おまえ、何落ち込んでんねん」とどなられたりとか、そういうのはすごい自分の中で覚えているけど、失敗したことに対してどなられても何も得るものはない。

自分も小さいながら会社をやって考えた、

ずっと。考えましたよ。じゃあ、部下の子たちにどうい話をしようかなと思ったら、なぜ間違いを犯したんかというプロセスと、これからどうしていけばいいという道筋を、やはり上司というのは与えていくのが仕事。あと、やるかやらないかというのは今度、部下側の話なんですよ。そこでやらない場合は、僕、ここにも書かせてもらったんですけど、評価制度ってあるのと違いますの、ちゃんと。それって機能しているんですか。僕、議員になったときに、この評価制度の話をずっと当時の市議会議員の方、皆さん結構話をされて構築していったんやけど、公務員やからなかなか評価しづらいよという話で終わっているんやけど、評価制度って、でも、こういうときにほんまに使うべきやと思うんですよ。その評価制度というのはどのように今、機能しているんですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）この人事評価につきましては、年頭に、年度はじめに目標を決めまして、職務職責によってそれぞれ同じような目標でも、やはり目標自体が変わってくるんですけれども、その目標に向かって年度内にどのような成果があったかというところで、目標に対して結果だけを見るだけの評価ではなくて、取り組んだ過程もやはり重要な評価の対象になってきます。その過程というのは、もしかしたら評価する者に対して見えていない部分もあるかもしれない。こつこつと努力していた部分もあると思いますので、そこについては面談を必ずしていますので、その面談のときにお互いのやり取りで話ができる。それから、この5年度から評価の様式を少し変えまして、評価と、あとは評価をする評価者が何を評価するかという、やってきたことを自己申告、自己アピールをして評価者が評価をする、そういう形に一部

変えましたので、その自己アピールのところで、結果がもしかしたら伴わないかもしれないことに対しても途中経過、どのような経緯でその業務を進めたかというところは本人もPRできるかなと思っています。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）機能しているのかしてないかは、今の説明では非常に機能しているのかなと取れるけど、実際はどうかなというのは僕には分からないんで、その辺はまた後ほど調査をさせてもらうけど。何でこれを言うかという、上司の方の立場からしたら、自分たちが道筋を立てて、しっかりと指導もして話をしても、そこに行き着かない場合は、やはりその評価でしかできないと思うんですよ。部下の場合も、どなられてそこで完結してしまうよりは、きっちり道筋をつけたことが自分にはできなかったのかなという評価の具体的な判例で出てくるのであれば、自分もどういった形で次は取り組んだらいいかという考え方にも変わってくると思うし。

だから、人の感情なんていうのは迷路みたいなもので、取り方一つで全然変わってくるし。ただ、明確に何かを示してあげないと、その道筋には載らないですよ。曖昧なことで、先ほど3番議員がいいことを言うてましたけど、山を登るのに道はいっぱいあるんやと。富士山にもいっぱいあるし、エベレストにもいっぱいある。エベレスト、余談やけど登頂したけど、実はこのルートがめちゃくちゃ難しく、登山家にはこのルートのほうが尊敬されるというルートが実際あるんやけどね。北壁のほうとかそうなんやけど。だから、その道筋を選ぶのは上司やと思うんですよ。難しい道を選ぶのは、部下の力量を見るのも上司やし、部下にできるのかどうかを判断するのも上司。だから、上司が道に迷ったらみんな道に迷うし。山に登って遭難していると

きに、大声を出されても困るでしょう。上司は道筋を示してほしい、部下はね。上司が道筋を示したんやったら、部下はついてきてほしいよね。

ハラスメントの話をしてくると、これ、すごい乖離が起こるんですよ。ここの乖離をどうやって埋めるんやという話をもっと行政で真剣に考えてほしい。上司の孤独というのも分かる。僕もそうやし。上に立つ者は孤独なんです。批判もされるし。でも、部下は部下なりの悩みもある。その溝というのかな、永遠に埋まれへんかもしれんけど、その溝は小さくできるはずなんですよね。それをやはり本市で考えていかんと、橋本市をよくするために我々市議員も立候補させていただいて、ここで立っている。ここにおられる皆さんも宣誓したはずですよ、最初に、市民のためにつて。それでここにおられる。僕らがばらばらになったら、一番損をするのは市民なんです。だから、行政も、僕もそうやけど、きっちり道筋を示して、どの道が自分らに最短で、市民の幸福に当たるのかというのを考えてもらいたい。そのためにはもちろん上司の力量と部下の理解、そのためには今の体制の中で自分たちが、部下と上司の間で何が足らなかったかというのをもっと真剣に考えてほしい。そこが抜けてしまうと、いつまでも空回り、表面だけ。

僕はとある人に、「小さい会社やから小さいなりに人がよく見える。だからね、岡君、好き嫌いだけするな」と言われた。「従業員、やる子、やらへん子、好き嫌いじゃなくて、ちゃんとした評価をしてあげなさい」と。評価されへんかった子は、自分が何で評価されへんかったかちゃんと考えるって。でも、好き嫌いでやってしまうと、個人的に付き合ってしまうと、「あいつ、社長と仲ええ」、「あいつ、専務と仲ええからや」という話になってしまう

う。それじゃいかん。正当な評価というのはそこから生まれない。

だから、ここにおける僕、こんな若輩者が人生の諸先輩方に説教しているみたいで申し訳ないんやけども、やはりちゃんと道筋を立てて、そして部下の理解もして、部下の方は部下の方で、これを聞いてはと思うんで、何でもかんでもハラスメントではなくて、じゃあ、何で今それを指導されているかというのも考えてほしい。ただ、どなるのはやめてほしい。それだけお願いして、この一般質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君の一般質問は終わりました。

この際、13時まで休憩をいたします。

（午前11時41分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番3、8番 田中君。

〔8番（田中博晃君）登壇〕

○8番（田中博晃君）皆さん、こんにちは。

昼一、腹が大きい時間でちょっと眠たいと思うんですけども、少しお付き合いをお願いいたします。

私ごとで恐縮なんですけど、昨日、ついに53歳になってしまいました。ありがとうございます。思い出したら、初めて議会のここに立ったときって40歳やったんですよ。当時って当局側、先輩ばかりやったのに、今気づいたら同世代とか、年下までおるようになってしまった。時代って動くもんやなとつくづく思っとる次第でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。今回は2項目です。

まず一つ目、学校施設の修繕について。

本市公立学校の修理修繕については、予算との兼ね合いがあるものの、概ね対応はされていると考えていた。しかし、調査をしてみると、積み残しと思える案件が多々ある。例えば、学校長寿命化による大規模修繕が次年度にあるため、授業や生徒の学校生活への支障がゼロに近い案件については、次年度での対応は理解できる。

反面、体育館をはじめとする各箇所の雨漏りや器具の故障など、学校側から修理要請が数年前からあるものがいまだ解決されていない例がある。また、緊急案件においても、教育委員会内での連絡が密でなく、結果、調査や工事が遅れ、生徒・学生の心身が危険にさらされている案件もあった。

そこで、学校長寿命化とは別に、緊急性を要する修繕案件や過去からの積み残し案件がどの程度あり、どのような対応・解決を考えているのかを問う。

2項目め、ごみ収集と市の役割について。

本市ごみ収集は、区・自治会の協力の下に行われている。収集場所の清掃や管理においても、区・自治会の協力なしには成り立たない。しかし、ここ数年、区・自治会、自治体の枠を超えた問題がある。例えば、区外や他自治体からの持込みや、言葉や文化の壁により分別されていないごみの持込みがある。収集されなかったごみは地域の方が分別し、改めて収集をお願いする流れとなり、区・自治会の当番の方の負担が大きくなるのと同時に、分別の時間が遅れると、鳥獣による被害や風雨による道路への拡散もある。区長や市民が市に相談しても、区・自治会で防犯カメラをつければよい、区で見張ってほしいなど、人的にも金銭的にも今以上に負担を強いる回答をしている。

ごみ収集は市の義務であり、区・自治会もその義務に寄り添うよう、地域住民へ分別の

徹底や収集場所の清掃など、でき得る義務を果たしているが、現在の案件はそれを上回るものとなっており、どこまで区・自治会に負担してもらうかが明確でない。

そこで、ごみ収集における上記のような問題の把握や解決方法について見解を問う。

以上、壇上からの質問を終わります。明確な答弁、よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君） 8番 田中君の質問項目1、学校施設の修繕に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君） 学校施設の修繕についてお答えします。

学校施設の修繕が必要な箇所については、毎年、各学校長に施設調査を行い、学習環境に支障のある修繕箇所を集約しています。児童生徒への学びの保障のため、学習環境に影響がある施設や安全安心を第一に修繕や工事が必要な箇所に緊急度合い等を考慮し、計画的に対応しています。長寿命化改良工事や大規模改修工事など、大がかりな工事は国庫補助金を前もって要求し、起債事業を活用するなど、財源も併せて計画を定めています。

議員おただしの緊急性を要する修繕案件は、外壁の劣化など、児童生徒への危険が伴う箇所が発生していると判断するものは、令和5年10月時点の調査で8件あります。現在、そのうち4件を対応中であり、まだ着手できていない案件が4件あります。

議員おただしの体育館への雨漏りや器具の故障においては、学校側から連絡や要請を受け、雨漏りの原因であると思われる屋根の部分的な箇所を過去に2年連続で雨漏り対策を施していますが、雨漏りを完全に塞ぐという解決には至っていない実情もあります。

器具においては、中学校の体育館において、

つり下げ式の電動バスケットゴールの作動に不具合が生じ、その要因の特定調査と必要対策の修繕費用の見積りを専門業者に依頼していた経緯はありますが、その後の調整が滞ってしまい、着手できていない現状に至っている案件もあります。

これらは未実施の案件となりますが、授業や学習環境に影響を及ぼしている実情もあるため、早急に取り組む必要があると考えています。危険と判断する緊急案件においては、可能な範囲で調査、修繕工事を行っています。内容によっては設計・工事施工などの大規模な工事を必要とする場合があります。このようなケースでは一定の期間を要するものと考えています。学校運営においては、危険と判断するエリアへの立入禁止や通行を回避するなど、学校施設の安全面の確保に努めています。

最後に、緊急修繕や着手できていない案件への対応・解決については、各学校から要請されている修繕が必要な箇所は把握できており、今後も継続して児童生徒の安全安心な環境を確保するよう、ハード面とソフト面の両面において、学校とも協力連携しながら、順次対応したいと考えています。

○議長（森下伸吾君） 8番 田中君、再質問ありますか。

8番 田中君。

○8番（田中博晃君） 答弁ありがとうございます。

今、答弁を伺いますと、やっとなるけどやっとなんかと言うたらええんかどうかわかんけれども、教育委員会で危険と判断する箇所が8箇所あるけども、4箇所は手つかずやねんという答弁でした。ということは、今も子どもたちが危険にさらされている、もしくは学校の授業がそれによって滞っている可能性が高いと、そういう答弁やったかと思います。

これというのは、実は今年見つかった案件とかではなくて、過去からの積み残しのはずです。私が調べた限りではそうやった。ということは、今年の教育委員会、部長も去年やし、課長も今年の途中からやったんで、そこに責めるのはちょっと違うのかなという気はしておるんですけども、やはりそういうことがあるということを理解した上で早急に解決して行ってほしいんやと。積み残しは積み残しやけれども、すぐやって行ってほしいんやという思いでこの質問をしています。ほんまに、もし今、学校関係で事件、事故が起こったとき、市長とか教育長の責任になってしまうんやけども、その理由が、実はまだ手つかずやねんてそんなん言えませんやん。そこに問題があると思っています。

壇上でも言うたけど、例えば来年大規模改修があるから、洗面台が1個壊れているけれども来年へ回すんや。これは理解できるんですよ。そやけども、僕が言いたいのは危険性があるやつです。答弁で順を追って対応したいという答弁やったけども、ほんまにしたいけどできてないなというのが、私の正直な感想です。こういう言葉を使ったらあかんかもしれんけど、やっぱりどうしても放置に思えてしまう。予算の関係で後送りになったのもあるんやろうけれども。

例えば高野口中学校、ずっとPTAをやったんで、そのことを例えで出させてもらいますけれども、高中の体育館の雨漏りは、6年以上前からそういうのがあったんやけども、実際、ブルーシートを張って、どこから雨が漏っているか分からんけどコーキングして終わりというので、そのまま今も雨漏りしています。授業で運動場は雨やから体育館を使おうと思ったら、体育館も雨やんかって、こういう状態なんですよ。こういうのって、ほかの学校もあります。私が聞いている限り

でも、違う中学校でも教室やけど、雨漏りしてきているんやというところもあります。

そこで気になっているのは、じゃあ、その修繕をしたら何ぼかかるんかなって。見積りとかやっているという部分なんですけれども、どうも調べた感じやったら見積りもやってないんと違うんかなって、そんな気がするんですよ。ということは、予算要求をしようにも、予算要求すらできやん。これが今の現状だと私は考えております。

答弁で、緊急性を要する案件は外壁の劣化など、児童への危険が伴う箇所が発生していると判断するのは8件、うち4件未着手ということやったんやけども、これは今年、さっきのとおり判明したところと違うから何年も前からの積み残しなんですけれども、まずこの4件について予算の確保、予算要求というのは行っていますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）ただ今のおただしにお答えします。

未着手4件というところですけども、4件のうち2件については現在、来年度に向けて予算要求を計上しておるところですけども、残り2件についてはまだ計上できておりません。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ということは、例えば、いつ取るの。危険って教育委員会は分かっているのに、予算要求すらしていない。もちろん時間がたてばたつほど、そこだけじゃなくて新しいところ、新しい箇所がもっと危険やわとなるところも出てくるかもしれませんやん。その辺が今の問題なのかなというふうに思っています。予算要求をしないということは、修繕の見積りとかも取っていないということですかね。そこ、答弁をもらえますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）現在、要求できていないものについては、見積りも取れていないという状況です。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）いつするねんという話ですわ。今回、それが答えになるんやろうけど。その案件はまた後で聞くとして。なかなかこれで財政に質問をするのも難しいところなんやけど、何ぼかかるか分からんから。かと言って、例えば今から見積りを仮に取ったとして、新年度の予算よりももっともつと前倒して修繕せなあかんやん、危険やんってなった場合に、もちろん金額が分からんから言いようがないかもしれへんけれども、例えば場合によっては有利な財源とかはなかって、緊急性があるということで財政調整基金を切り崩したりやとかそういうのって、財政部局としては考えられるのか。もしくは、例えばどこかのやつを止めて、こっちのほうがか絶対優先権があると考えた場合に、そういう予算の組み方って今からでも可能なんか。どうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）財政課長。

○財政課長（三浦康広君）田中議員の質問にお答えします。

緊急を要する場合、これは災害なども含む緊急というふうに考えられると思うんですけども、基本、そういう緊急事態が発生した場合の予算の措置の流れなんですけども、本来は、通常、予算化するためには議会の議決が必要ということになっているんですが、緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がない場合は、地方自治法の取決めによって市長専決なりという対応が取れるということになっています。

また金額にもよるんですけども、予備費というお金を使ったり、予算流用というところで、緊急的に対応せなあかんという判断がさ

れた場合には対応できるということになっていますので、予算執行、予算措置というのはいずれそういう流れで行うことができるというふうになっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ありがとうございます。

恐らく教育委員会が危険やと判断しているのに今の段階で見積りも取っていない、だからこそ予算要求もしていない。でも、危険やと判断している。危険の内容が授業に支障があるのか、生徒に支障があるのか、そこはちょっと分かりませんが、そういうのがあるということを考えたら、もし見積りが出てきたら対応だけ、大至急やっただけほしいなというふうに思います。

ただ、そういうところなんで、有利な財源とか補助金とかを取りに行つとる時間もないかもしれないですよ。今、教育委員会が危険やと思っているところというのは、教育委員会内部で判断しているというのがあると思うんで、もしかして建設部局とかと協議したら、いやいや、もっとこっちのほうがか優先せなあかんやろうということもあるかと思うんで、そこは連絡を密に取ってほしいと思います。

今日の写真は例えのところを出すだけなんですけど、ここを修繕せえって意味じゃないんですけど。これ、高野口中学校の体育館に行く廊下なんですけど、天井が剥がれているんで、雨漏りで。窓のところを見たら、下側で鉄骨が出てきとるというのもあります。

これが、分かるかな、高中の職員室へ上っていく階段のところ。これは下ですけども、あの隙間から先生らは2階へ上るんですけども、1 mぐらいしか取れていません。下は全部閉鎖されとる。これ、何でかと言うたら、天井が剥がれてきとるんですよ、上のこの天

井部分が。一定危険な箇所は教育委員会で剥がしてくれているんですけども、下があのままになつるとというのが現状です。

屋上を見てもクラックが入っていて、コーキングするぐらいしか方法はないのかなと。これ、文教委員長が現場へ行ってくれて撮ってきてくれたんですけども、こういうのが現実です。

それ以外も、これ、げた箱の上なんですけど、雨漏り。これ、実は平成30年に天板は全部換えてあるんです。雨漏りした跡があるかと思うんですけども、天板、平成30年ぐらい交換しています。天板を換えているんですけども、実はいろいろ聞いていったら、雨漏りの原因、そこを直してへんと。屋根だけ、天板だけ張り替えたという流れっぽいんです。これは学校に確認したんですけども。そういうのがあります。

これって結構金の無駄遣いやと思うんです、正直言うて。元を、雨漏りの原因を直してあったら張り替えるだけで済んだものがこうなっている。これって高中だけと違って、よその学校もあると違うかなというふうに感じています。これがまずほんまに問題、教育委員会としてやっぱりこれはチェックしてほしいんですわ。

実際、高中なんかでも、これ、平成29年12月議会で、当時、文部科学省が来たときに、当時の教育長の答弁として、ここへ新しく建てるのはあかんでというような話をしたとか、そうやけども、現状で危険かどうかと言ったら、安全やというのは当時の教育長がお答えしてくださっていました。

屋上防水についてお伺いしたいんですけど、たしか当時って3年に1回ぐらい各学校、屋上防水の工事をされとったと思うんですけども、最近されていないというふうに聞いているんですけども、その辺ってほんまにそんな感

じなんですか。教育部長、分かりますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）以前は計画的に屋上の防水・改修工事を施工しておりましたけれども、ここ数年は滞っておる状況になっております。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）これは別に高中だけと違うと思うんですけど、それって何か原因ってあったんですかね。当時はたしか2年か3年に1回ずつ各学校、屋上防水ってされとったと思うんですよ。ただ、最近されていないなと気になつとったんやけど、何か原因とか理由とかあるんですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）屋上防水単体につきましては補助金がない事業になりますので、屋上防水単体で施工する場合には市費の単独というふうな事業になります。教育委員会としましては、できるだけ外壁改修等を含めて、補助金を活用して整備していきたいというふうなことで、単独の施工というのを取りやめたかと考えています。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）恐らくその原因が先ほど写真で見せた、屋根の吹きつけが剥がれてきとった可能性があるかと。屋上にクラックが入って、そこから雨水が入っていたやんかと言われてますよね。だから、そこはちょっとやばないですか。そういう事情で子どもが歩くところ、屋根から物が落ちてくるというたら、よけようないんですよ。見てて分かる部分と上からって全然違うんで。これはどないしたらええ、逆に。答弁できますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）議員のご指摘のとおり、確かに屋上の防水がかなり劣化しております、市長のほうにも報告し、これにつ

いては、教育委員会としましては、できるだけ早急に補助事業を活用して改修をしていけるように、計画をしていきたいと考えているところです。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）田中議員の質問にお答えします。

報告を受けてないんで、例えば、私も隅田中学校の外壁が崩落したときは、すぐに直せと、補助金を待たずにやれという話をさせてもらっていますし、現状、教育委員会から補助金絡みでも、これって終わっていったんちやうんかよという話がまた後から出てきたりしているんで、いつも補正予算の会議のときには怒るんですけど、何で終われへんのや、1校完結が当たり前やろという話はさせてもらっています。

今、田中議員から指摘されたことについては早急に対処をしていきたいと。建築住宅課とも相談して調査をしてもらって、なかなか見積りを出さなあかんのですぐにはできませんので、そういう対応をできるだけ早くさせてもらいます。国と交渉して、学校改修で今まで7,000万円やったんですけど3,000万円まで、一つの学校で改修をするときは補助金がつくというふうな、そういう制度も今ありますので、文部科学省に送っている職員とも、そういう状況も聞いて、すぐに対応していきたいというふうに思っています。

高野口中学校については、今、長寿命化の順番をちょっと早めようかなと。今、新しい制度が令和6年度にできる可能性が出てきているので、この間、北名古屋市へ学校改修の新しい手法を見に行ってもらってあるんですけども、一度それができるかどうかという調査もして、学校全体がやはり相当問題があるのであれば、新しい学校を建てていくという

方向性も示しながらやっていきたいと思っています。八つのうち二つしか予算請求していないということなんで、一度全部上げさせます。上げさせた上で財政とも協議をしながら、また文部科学省でも協議をしながら、当然、優先順位も、これから特にひどいところは変えていきますので、ちょっとお時間を頂いた上で、できるだけ早い学校改修に努めてまいりますので、ご理解ください。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ありがとうございます。

八つのうち6個はやってるんやね。二つがまだ予算要求をしていないということなんやけど、ただ、この二つについては見積りすら取っていない状況なんで、まずは担当課として大至急、見積りなりを取って、実際何ぼかかるんやねんというところをやってもらわんことには、財政かって何ぼ金を用意したらええか分からんという状況になっているし。さっきの高中、屋根が剥がれてきているって話をしましたけども、あれって入ってないですよ。あれ、今年の10月ぐらいの話なんで。そういうのもありますので、ほんまに優先順位、市長がおっしゃられましたけれども、やはり担当課、建築関係と話をしてもらって、もっとこっちのほうに先にしたほうがええぞってあるかもしれへんし。

最初、答弁でバスケットのリングの話もあったけど、もしかしてその体育館が雨漏りをしとったら、先に屋根を直さなあかんやろうという可能性もあるんで、そこはきっちり話し合ってください。

もう一点確認だけしときたいんやけど、今まで聞いてきたのは学校、特に生徒とか、授業に支障があるところなんやけど、実はいろいろ見ていったら、学校、子どもらには直接支障がなくても、木が倒れかけている、道路を向いて。これって一般の方、例えば車両と

かにも影響を及ぼす場合があるんやけれども、自分がPTAをやっているときってあまりそういうのって気にしたことがなかったんですけども、今回この問題を調べていったら、そういうところも出てきたなというふうに思っています。近隣の家屋に迷惑をかける可能性、もし木が腐ってきて道に倒れたら、通行をしている車とかにも迷惑をかける。そういったところのチェックというのはされていますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）学校近隣のところでご迷惑をかけるようなというふうなところの報告については、学校のほうから上がっておりません。それ以外にも修繕が必要な箇所、緊急的な修繕が必要な箇所というのは、教育委員会のほうでも把握してございます。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）それは上がってないのか調査をしてないのか、どっちなんやろ。調査した結果、上がってないんか、それとも調査すらされてないんか。その辺、分かりますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）学校施設の中だけでなく、近隣周辺のところにご迷惑をかけるような危険な箇所がないのかというふうなところなんですけれども、教育委員会におきましては通学路交通安全プログラムにおきまして、各学校から寄せられた危険な箇所は通学路安全推進会議において重点課題を設定し、合同点検を行っているところでございますので、そういうところについて今のところ、危険箇所というふうに定めているところはございません。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ちょっと違うね。学校の中に生えている木とかが倒れそうになって

いてとか、例えば木の枝とか、近隣の住宅の屋根、といを詰まらせたりとかという、そういう迷惑になっているところって調査をしているんかなど。通学路は僕も安全点検に入っているんで知っているんですけども、その調査をされていないと違うんかなと思うんやけど、どうですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（今田 実君）今の田中議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど2箇所できてないと言うてうちの1箇所については、今お話ししていただいているような状況の箇所でございます。学校と学校外とのフェンスのところに生えている近くの木が、フェンスにもたれかかっているという状況。それについては学校からも報告いただいております。ですから、ほかの学校についてもそういった状況については、うちで把握しておるといような状況だと考えていただけたらと思います。

その学校については私も勤めた学校ですので、その当時、やはり気になっていたもので、いきなり全て対応するというわけにはいかなかったもので、その年その年、危なくないようなところまで必要な予算の中で対応していたという状況です。それが今また伸びてきてという状況になっているので、それが継続してされていない状況があります。ですから、その辺りについても学校と協議をして、やっぱり外に迷惑をかけることはできませんので、それは対応していくように考えていきたいとは思っております。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）お願いします。あれって多分思っているところやと思うんやけど、国道を向いてのところですよ。そのPTA会長も今こっちへ座っていると思うんで、またその辺も要望をやってもらえたらなと思

います。

もうこれで終わりますけど、要は、一番言いたいのは、積み残してあったのは事実やし、やはりいろんな事情があった。特に教育委員会はあんなことやこんなことがあって、わちゃわちゃしとったんやけれども、今の段階でこういう積み残し、また新しいのが出てきて気づいてしまった以上、きっちりと見積りを取って、すぐに対応できる体制を取ってほしいんですよ。今回、いろいろ調査していつて分かったのは、見積りが取れていないから予算要求もできないというところなんやけれども、早急に、さっき市長もおっしゃってくれましたけれども、教育委員会としても関係部局と連絡を取って、改めてちゃんと見直すよという、見積りも取るよという約束をもらえたらこの質問を終わろうと思うんですけども、教育部長、そこだけお願いできますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）今のおただしにつきまして、建築住宅課といろいろと確認をしていきながら、しっかりと見積りを取って、予算要求に努めていきたいと思っています。

○8番（田中博晃君）1項目、終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、ごみ収集と市の役割に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（井上稔章君）登壇〕

○総務部長（井上稔章君）ごみ収集と市の役割についてお答えします。

議員おただしの区外や他の自治体からの持込みについてはこれまでもあり、区・自治会の役員方の協力を得て相談し対応してまいりました。

区外からの持込みは、交通量の多い通りに面した誰でも捨てやすいステーションが多く、監視カメラとまではいなくても、市から提供する「他地区の方の持込禁止」などの警告

看板の設置や、市の補助金を活用した収集ボックス整備などの対応をお願いしています。また、ステーションの位置を少し奥まった場所に移すなど、部外者が捨てにくいステーションにしていくことも効果があります。

市としても、これまでの事例や役所の手続きなどをまとめた、ごみステーションの管理の手引きを作り、区・自治会の役員や班長などの相談に対応しています。

また、ごみの中から住所を特定できる郵便物などがあった場合は、市から排出者を訪問し指導も行っています。近隣の市町村や本市を所管する橋本、かつらぎの両警察署とも情報共有を行っており、悪質な案件については法的な対応もできる連絡体制を取っています。

また、外国人の人口も500人を超え、全人口の約1%となっています。ごみを分別する文化のない国もあり、これらの方々のごみ出しもトラブルとなっており、各地の区・自治会から相談を頂いています。

そのため、転入者用のごみの分別方法を説明したユーチューブ動画に本年、7か国語の字幕を作成し、外国人の転入者にも見ていただけるようにして、窓口でごみの出し方の説明を行うことで水際対策にも努めています。また、今後、多言語化したごみ分別ガイドブック等の作成を予定しており、市内の外国人従業員を雇用する企業へ出向いて啓発するなど、対策を検討しているところです。

これらを実施しても全てが解決できるわけではありませんが、行政と住民が協働して取り組んでいくことが必要だと考えています。他自治体などの取組みにもアンテナを張り、今後とも市民の皆さまのご協力を得ながら問題解決に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君、再質問ありますか。

8番 田中君。

○8番(田中博晃君) 答弁ありがとうございます。

実際、ほんまに今までって、僕も議員になる前、区長をさせてもらっていましたが、当時ってまだ分別もきれいじゃなかったというのがあって、今から14年ぐらい前か、やっているときに、ごみの収集場所の集約とかというのにも関わらせてもらったんですけど、当時ってほんまに区・自治会の方々に、ちゃんと分別してねと言っているようなときでした。そこから十何年たって、今、区・自治会に入っている方は、限りなく100に近いぐらい分別できていると思うんです。

今の問題は、外国人の方が悪いとかじゃなくて、そういう文化とかがないところから来られている方も一定数増えている。私も当時、注意したことがあるんですけども、よその自治体から運ばれてきとる方もおる事実がある。結構、車の通りが多いところって答弁があったけども、中のほうでも最近、増えているのは事実なんです。恐らく担当課のほうにも、かなりそういう声は届いているのかなというふうに思っています。

ほんで、分別してない一般ごみ、可燃ごみというのかな、は収集時に収集してくれへんから現場に置いとかれて、それを区長とか班長とか当番の方が分別して、改めてセンターに電話をして収集しに来てもらうという流れかと。ほんで、紙とかの資源ごみは一部、分別してもらえへんのがあったら、そこに置いていかれる。でも、それって気づくのが遅かったら風で飛ばされたりして、道路に飛散したりということもあって結局、区の方がお片づけしてくれているのかなというのがあります。

もっと言うたら、あまりきれいにされてない収集ステーションとかって実はいろんなご

みのたまり場になっていて、結果、市の方が、センターが改めて収集に行くという形を今取っているかと思います。そういう集積の場所があるところはいいんですけども、うちの辺やったら軒先を借りているので、置いといたらええやんというわけにもいかずに、もしそういう分別をされていないごみがあったらその日に片づけてしまって、もう一度収集をお願いしているという形になります。

まず確認したいのは、ごみ収集というのは市の責務というかな、義務、これで間違いありませんよね。

○議長(森下伸吾君) 総務部長。

○総務部長(井上稔章君) ただ今のおただしですが、一般廃棄物の処理と申しますのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で取りまとめられているところでありまして。その中では、市町村としましては一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならぬというふうには定められております。

また一方で、国民の責務といたしまして、国民は廃棄物の減量、その他、その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないと定められておるところです。本市の条例におきましても同様の定めがありまして、市民の責務としましては、市民は廃棄物の適正処理に関し本市の施策に協力しなければならない、こういうような形になっておるところであります。これらのところから区・自治会を通じて、市民の皆さまにステーションの管理を、市としては協力をお願いしておるところが現状でございます。

○議長(森下伸吾君) 8番 田中君。

○8番(田中博晃君) ですよ。やっぱり区・

自治会の方も、結構それに対する義務、市の収集という責務に対しての義務、区・自治会に入られている方はかなりの確率で、100に近いぐらい守られているのかなというふうに私は感じています。

もう一個確認したいのは、自治会とか区外へのごみの持込みというのかな、持っていくの、それはあり、なし、そこはどんな指導をされていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）結論を申しますと、市外への持込みは駄目です。その根拠といたしましては、各市町村の一般廃棄物処理計画は、その区域内で排出された廃棄物の処理について定めているというものとなりますので、市外へのごみの持込みは原則、認めておりません。また、市外からのごみの持込みにつきましても同様となっております。市内における区外の持込みについては、各自治会によるということになっています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ありがとうございます。ほんまにそうやわな、実際。何のためにごみ収集しているんか分からなくなってくるし。市外へ持っていく、よその自治体が持つてくるのもそうやし、逆に橋本市の人がよそへ持つていくというのも筋違いやろというのは、当たり前のことですわ。

答弁であったんやけど、実際、警告看板を設置したり、収集ボックスを置けるところは置いて、その前に置いていくというのが今なんですよね。恐らくそういう苦情も来ていると思います。実際あるんですよ。それでやっぱり区の方が今困っていると。うちの区、ほぼ完璧、限りなく100に近いとか、100分別しているのに、結果、掃除せなあかんのはうちらやろうという。そういう苦情が今多

いのかなというふうに思っています。

現在、区・自治会に入られている方が85%、残りの15%は区・自治会に所属していないんですけれども、それらの方に対して、ごみの収集・分別等についてどんな指導というか啓発をされていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず、区・自治会に入っていない方についてなんですけれども、考えられるのは転入された方、この方々で未加入の方が多いので、転入された方については市民課での手続きの後、生活環境課に寄っていただいて、収集の方法を周知して、区・自治会に加入、及びステーションを利用してもらおうというところであります。

また、そうじゃなくて、区・自治会を途中で退会された方などについてなんですけれども、この方々については、基本的に区・自治会と相談して収集の方法を決めていくということになってくるんですけれども、まずは生活環境課のほうに相談に来てくださるものから、その段階でその方とその方の所属する区・自治会を合わせて調整していくというような形になっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）例えば大きなアパートとかでゴミのボックスがあるところやったらそれでいいんですけれども、こっちへ転入してきて一軒家を借りた。でも、区・自治会に入らない。ゴミ出すときはどうするのというたら、区・自治会としてはもちろん、言葉は嫌らしいけど、区に入らんでも清掃とか、例えばそれに対する対価を支払うことでゴミを出していいよというのは、一定ありなんかというふうに感じておりますけれども、そうはいかないところというのもいろいろあるかと思えます。実際、裁判をされている、今最

高裁の判例待ちというのもありますけれども、そういった方々に対して今橋本市、区へは入ってないけども、区の方から「ごみを出さんといほしいんや」と言われたところに対してどんな指導をしているのかというのをまず知りたいんやけど、そういう相談というのはないですか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）現状、今、議員がおっしゃった区・自治会に加入しない方が増えているというところは非常に大きな問題だと。これはごみの問題だけにかかわらずというところなんですけれども、そういう認識は市としてございます。そんな中で、ごみステーションに対して、区・自治会に入っていないからここに置いてもらっては困るというようなのは、今おっしゃったように全国でも非常にどんどん問題が顕著化しておりまして、議員おっしゃったとおり、最高裁まで行こうというような裁判をしている自治体も実際にございます。

本市においても、やはりそういう相談は増加しているというのが今の認識です。せんだってごみ問題に関するアンケート調査を行ったところ、だいたい8割弱の自治会が、未加入であったとしてもステーションを利用できるというふうに確認は取れております。それは、何もせずにと言うと語弊があるんですけども、ステーションを利用している自治会もあれば、何らかの負担金を徴収するすとか、そういう対応を取っているところもあると。一定、掃除当番ですとか、区の総会の同意を得てというようなところもまたございました。様々、自治会・区によって運営が今違うというところが現状となっておりますので、問題としての認識はございますが、それぞれステーションを利用してうまくその区の中でやっていただきたいというのは、生活環境課の

ほうで相談をさせてもらっとるようなところですよ。

それでも置くところがないという方に関しましては、現時点では環境美化センターへの持込みというのを受け入れておるところでございますので、そのほか、収集日が曜日が合わないがために出せないというような方と同様に、美化センターへの持込みもお願いしておるところもでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ほんまに2割の地域では逆に持ち込めない、置けない。それがもし家のいっぱいあるところやったら、世帯数からしたら相当な量になってしまうかなというふうに感じます。実際、神戸か、最高裁の判例待ちになってはいますけれども、ごみステーションがあるところもあれば、家の軒先を借りて出しているところもある。橋本市でもそれだけあるんやから答えは一概に出ないんやけれども、持っていったら引き取ってくれるということやけれども、事前に相当転入してこられた方には伝えておかんと、後々のトラブルのもとになるのかなというふうに思いますので、そこは分かりやすい啓発のものを用意していただきたいと思います。

最初の答弁で外国人向けというのもありましたけれども、文化の違いがあるんで外国人が絶対悪いというわけではないにしろ、やはり様々な国の方、今橋本市へも入ってこられているんで、何か国語のやつが要るんやろうかという。実際、今、皆さんもごみを出されたことはあると思うんやけれども、ごみの収集場所へ行っても全部日本語やん、まだ。そういうのも作っていつてくれる、ユーチューブ動画も作ってくれるということやったんですけども、そこもやっぱりきっちりやっていかんことには、それもまた住民間のトラ

ブルのもとになるかと思しますので、答えが出るような出ないような、出ない質問なんやけど、これについては、その辺りもきっちり担当課でやっていていただきたいと思します。

今回、自分自身の質問が区・自治会絡みなんでこういう答弁になったかと思します。市のホームページを見ても、ごみステーションは区・自治会やマンション・アパート管理者が維持管理されていますと。他地区へのごみ出しとかはやめてねというふうに書かれておるんですけども、ホームページのその文言を読んだら、これらのごみ出しというのは自治会加入か、マンション・アパートの入居者に限定した制度ってどうしても見えてしまう、解されるんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず、最初に議員がおっしゃられたみたいな、ごみの収集の責務のところ立ち戻るような形になってしまう質問かなというふうに自分自身は理解しました。住民にしてみたら一番利便性の高いのは、これは極端なことを言うたらですけども、家の前にごみ箱があって、それを回収してもらえとか、そういうような状況というのが恐らく一番分かりやすいのかなとは思いますが、そうはなかなか行政としてもできません。そうやってきますと、一番効率のいい収集方法というところで、ごみ収集ステーションを各地区に置いて、そこにごみを収集させて、自分たちが、住民一人ひとりが分別して、ごみ量を減らして、資源化できるものは資源化していく。こういった取組みをして収集回収する一番効率のいい方法が今の方法だというふうに、自治会にも理解をしていただいた上で運営しているというところですよ。

そうやってきますと今度、マナーの悪い、

もしくは出し方が分からない方にこういった形で指導、それから周知をしていくのかというところが課題に今度なってくると思しますので、今後の未加入者への対応等も含めまして大きな課題を持つという認識がございしますので、こういった形で進めるのがより今の現在の状況にふさわしいのかというのを含めて、検討していきたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ほんまに答えは出えへんから、これも僕も質問をしとってよう分かつとるんですよ。部長が言われたとおり、戸別収集して、不分別のものを置いていくのが一番手っ取り早いんやけど、そんなん言うてられへんから、そこは理解できています。かといって、じゃあ、どうしていこうかって。区に一方向的に負担をかけているというふうに思われている、区が負担やと思っているところも結構あります。地域の方が当番で出てきて、自分らはちゃんとやっているのに、何でよそのごみまでやらんなんのよって。今、そこなんですよ。

そこについて何らかの対策というのは必要なんかなというふうに、今やったら、そういうときは市に相談してよという答えになるんやろうけれども、ほんなら市が回収に行くわとか、それはそっちでやってよとかという答えにしかならんと思んですけどね。区・自治会への負担ができるだけ少ない形で、今以上の負担をかけないというんかな、今も十分やってくれているんで、それ以上の負担をかけない形で区にどこまでの負担をお願いするというのは、先ほど答弁された内容にしかならんのかなというふうに感じますけれども、そうですかね。やっぱり最終的には、問題があったら担当課に、区長なり市民の方から連絡してよという形しかないという解釈でいい

ですか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）議員が今おっしゃった問題というのが、やはり今ごみに関しては一番大きなところであると思います。3番議員からもお話を頂戴しましたが、週1化も伴って、ごみの減量については本市としては率先して進めているというところがございしますので、区・自治会が今直面してきている問題というのは、外国人が文化の違いでなかなかステーションの役割を理解してくれないですとか、市外から持込みが多いとか、そういうところについては相談に来ていただいたときには、しっかりと自治会・区、相談に来られた方に対して個別にきっちり対応することで、一つ一つ解決していきたい。あわせて分別、それからごみの減量化について、市民にしっかり理解を求めていけるような施策を打っていききたいというふうに考えていますので、その点ご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。ほかにもいろいろ質問を考えとったんやけど、言っても答えは一緒やし、もうやめとこうかなとは思ひます。実際、相談を受けて答えが出ないんですよ、この問題って。誰も分かっているけど答えが出ないのを質問しているけど、ただ、これが私のところへ届いた、今、市民の方からの、区の方からの切実な願ひであると。実際、市が防犯カメラをいっぱい持っって貸し出したるわと言うてくれたら、そのほうがありがたいけど、そんだけも余裕ないし。かといって、区で20箇所も30箇所もあるごみの収集のところへ防犯カメラを置いたら、100万円、200万円すぐ飛んでいくやんかという現実から、皆さんが結

構困っている。実際、それで大ごと、けんかになっているところもありますから、そういったところを理解していただいて、町内会長、区長からの相談に対応してください。よろしくお願ひいたします。

終わります。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、14時5分まで休憩をいたします。

（午後1時52分 休憩）

（午後2時5分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番4、9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さんも、こんにちは。よくぞ越してくださいました。

いつ一般質問をしても身が引き締まる思いであります。足が震えております。おなか痛いです。12月議会なのでいつものことを言わせていただくんですけども、今年の流行語大賞いろいろあったんですけど、待ちに待った38年ぶり、私、小学校4年生か5年生以来からだと思うんですけども、阪神タイガースの優勝、あれ、ですね。監督就任してから、優勝という言葉を出したらプレッシャーがかかるので、あれになればというあれ。リーグ優勝したあれの日に、議会ではあれがあつて、私の中でいろいろあれがあつたわけですが、それとこれとは別で今回、一生懸命やりたいと思います。

今回は1番にうちの会派、4人目なんですけど、4人一般質問をさせていただきまして、同僚議員は本当にすばらしい的を得た一般質問と、当局のすばらしいお答えの下で議論で

きているなど。例えるならば、1番バッターの岡本喜好議員は、阪神でいうと今回新人王の村上なのかなと。王様、岡弘悟議員は阪神の大山。田中議員は、見た目とは違うんですけど切り口がしっかりとるんで近本、MVP。私はということになるんですけども、私はそれを解説しとる川藤みたいな感じで、ある程度笑いも取れたので、通告に従いまして、真剣に一般質問をさせていただきますので、真剣にお答えください。よろしくお願いします。

大きく三つございます。

一つ目、ふるさと納税利活用について。

本来であればNo.2というふうに表記しようと思ったんですけども、ちょっとジャブ程度お話しさせていただきます。

近年、担当課の尽力、返礼品のおかげで、右肩上がりの実績と目標達成に感謝であります。今後とも飛躍していただきたく思います。しかし、いつも思うことが、頂いたふるさと納税の返礼品と諸経費を差し引いた約半分の基金の利活用は、長期総合計画の幾つかのプロジェクトのうちから予算化であるのは一定の理解はしていますが、使い道にも夢やビジョンを持たせることで、ふるさと納税を推進する担当課の頑張りにも追い風となると考えております。もう少し使い道を具体化し、納税者に感謝の思いを発信し、リピーターを増やすことを考えていきませんか。

二つ目、岡潔記念館について。

本市の名誉市民の岡潔先生の功績をたたえ継承していくとのことで、数年前から任意団体と行政とで歩んできたと解釈を私はしております。任意団体発足より今日まで、当初の目標を達成できているのか、また今後の展開はどのようにされるのかをお伺いいたします。

三つ目、2回目になります。9月議会から引き続いて、教育の所管の施設の維持管理等についてでございます。

維持管理はどこの自治体でも課題となっており、本市では老朽化に対してどのようなビジョンをお持ちなのか。前後5か年の計画を伺いましたが、具体的には理解しにくい部分も感じ、仕事量に対しての人員不足、教員不足も感じます。今回、同僚議員が近い一般質問をしているので、この辺はコンパクトに聞きたいと思いますが、今回の課題の認識ありというふうに、前回、教育長もご答弁いただいております。それから3か月、どのような対策でこれからを進んでいくのかをお伺いいたします。

明確な答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君の質問項目1、ふるさと納税の利活用に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（土井加奈子君）登壇〕

○総合政策部長（土井加奈子君）ふるさと納税の利活用についてお答えします。

本市に頂いたふるさと橋本応援寄附金は、ふるさと応援基金に積み立て、基金条例に基づき対象事業に活用しています。

対象とする事業としては、令和4年度までは、長期総合計画の先行的に取り組むプロジェクトである働けるまちづくり、安心して住み続けられるまちづくり、みんなで子どもを育てるまちづくりに係る事業とし、基本目標の達成に向けた取組みに活用してきました。令和5年度からは長期総合計画後期基本計画のスタートに合わせ、基金条例を改正し、産業の振興に関する事業、結婚・妊娠・出産・子育ての支援に関する事業、住み続けられる魅力あるまちづくりに関する事業としています。

使途の公表については、これまで頂いたご意見等も踏まえ、主な充当先事業の説明とと

もに金額を掲載するなど、改善を行っています。今後も分かりやすい公表を心がけ、取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君、再質問ありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）どうもありがとうございます。前向きな謙虚なご答弁なんで再質問は特にないんですけど、少しだけさせていただきます。

プロジェクトの中でその他、市長にお任せというのがあるんですね。その他の主な事業というのが、市長にお任せしますとか、タイトルのない納税のやつやと思うんです。それは選挙で選ばれた市長が自分のマニフェスト、もしくは橋本市のよいことに使っていただいとると思うんで、ここは質問から除外します。

ほんで、長期総合計画に基づいてのプロジェクトということなんですけど、ざっくりいい話もしてくれて、今後またいろいろ考えてくれるということなんで、マイナスな重箱の隅をつつくようなことは言いません。ただ、1個聞きたいのが、これまでのふるさと納税の利活用で主な自慢できるような事業というのは、特にありますでしょうか。お答えいただけますか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）まずはふるさと納税に関しまして、市内の農家や事業者の皆さんが本当にいろいろ魅力ある返礼品を作っていただいたおかげで、年々寄附金が右肩上がりとなりまして、昨年度は約5億円近くとなったということで、本当にありがたいことだと思っております。その中でこの寄附金を活用させていただいて、橋本市が自慢できる、そういう事業はというふうなおたしかなと思うんですけども、本市で利活用で自慢できるところといえば、やはり子育ての事

業かなと思います。

前に議員が保育園の入園に際して、移住定住を進めるならば、やはりそれなりの整備をするべきやというふうにおたしただいたことがあるかと思うんですけども、私ども、今年、はしっこ！ウエルカムプランというこのプランを一堂にまとめまして、橋本市の子育てに関するいろんな事業をまとめさせていただきますまして、出生届をお出しになられた市に住所を置く保護者であるとか、それから、9月にはLINEでも紹介させていただきました。

これにつきましては、この中の事業に18歳までの医療費の無償化であったりですとか、それからブックスタートやセカンドブックのこと、それから子育て支援センターや学童保育、こども食堂など、そういうところにふるさと応援基金を充当させていただいています。全ての事業ではないんですけども、たくさん頂いた寄附金を充当させていただいています。それに加えて、はしっこ！ウエルカムプランというのは、生まれてきてくれてありがとう、ウエルカムします、転入してきてくれてありがとう、ウエルカムですよって、そういう意味を込めていますので、妊婦健診に係る費用であったりですとか、移住定住に係る費用、ここにもふるさと応援基金を充当させていただいています。これが本市の一番自慢できる事業かなと思っております。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）すばらしいご答弁だと思います。担当課も喜んでおるであろうと勝手に思います。1番はそこ、主な事業の1番。そしたら、部長、2番目、3番目はないんですか。これは今、みんなで子どもを育てるまちづくりプロジェクトの一覧のお話の橋本市の使い道の自慢だと思うんですけど、そこは拍手です。それ以外はありますか。

あるのやったらある、ないんやったらないで結構です。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）以前に議員のほうからおただしがあった、夢のある使い道というふうなことをおっしゃっていただいていたんですが、ふるさと応援基金の使い道というのは、基盤は橋本市の長期総合計画に基づいています。寄附金を募る場合も、それから使う場合も、長期総合計画に基づいた事業に充てさせていただいているところなんです。それら今、私たちが取り組んでいる寄附に対すること、それから使わせていただいて事業を進めていること全てが夢のある事業だと思っております。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番(堀内和久君)ありがとうございます。それもそのとおりだと思います。一番自慢できるところが僕と合致していたので、その辺については長期総合計画に基づいて、みんなで子どもを育てるまちづくりプロジェクト、これについては大いに賛同で感謝申し上げるところです。

もう一個、なかなか地雷を踏めへんなと思っただけなんですけど、働けるまちプロジェクトというものもあるんですね。ここはやっぱり担当が経済部が主になってくるんですけど、主にと言うたら、これ、政策課長から頂いたホームページの抜粋やと思うんですけども、サイクルツーリズム活性化プロジェクト事業99万4,000円、農産物産地化事業248万1,000円、全体充当額が8,600万円のうち、あとはどこに行ったんだろうという。あとは早い話が産業振興基金に積み立てていろんな事業にやっていただくとすると思うんですけど、ここなんですよね。使いたければ使えばええと。それは僕、いいんです。議会も議決しとるから理解しとるんです。そこに夢、ビジョン、リ

ピーターを取れるような発信ができとるんかということ今回聞きたいだけなんです。

だから、福祉関係に使っているのは、医療費とか子育て、ウエルカムです。僕もウエルカムです。ここの部分をもうちょっときれいにまとめませんかという話をしたいだけなんです。使っどることを駄目だと言っていないです。ここはやっぱり感謝と恩返し、リピーターを取ってというウィン・ウィンの関係であらなあかと。やっぱり費用対効果を求められるんです、経済部ってなったら。これが生きて金に使えとるかということ少しだけ、数分だけ聞きたいんです。ここで聞きたいのは経済部って言うていいんかな、働けるまちづくりプロジェクトやから、割と経済の部門、観光、農業。今回のふるさと便は皆さんの議会議員の議決があつて、本来であればコロナ関連の補助金が2年あつて、3年目はふるさと納税基金でいっているということやと思うんですけど、議決しとるんで、こっちも、費用対効果をもうちょっと考えるべきやったな、また次の当初予算でお互い考えていきましょうということこれでいいんですけど、この辺は生きてお金の使い方であったかということなんです。その辺についてはどなたかご答弁できますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）経済推進部では、令和4年度中においてふるさと納税、それから基金を活用した事業費として約1億4,000万円、そのうちの基金で利用させていただいたというのが、先ほどお話のあった約8,600万円という認識でおります。

主な事業なんですけど、昨年度で言いますと、3年ぶりに開催したまっせ・はしもと、それからインターネット販売、ほんで何より橋本ふるさと便事業にこの大半を活用させていただいているというところがございます。ふる

さと便の活用において県外に橋本市の農産物を送るということで、リピーターも本当に増えてきているという状況の中で、私たちとしてはこの基金を活用させていただいて、なおかつ、経済推進部の中でもよりいい循環を求めたいというふうに引き続き考えていきたいと思っていますので、ご理解ください。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）経済部長、ありがとうございます。そこはもう理解しました。よろしくお願いします。

ただ、感謝の義というのは当然持つと思うんです。これをうまく発信することでリピーターなんです。そこをもうちょっと手厚くやっていただきたい。これは要望ということにさせていただいたら、そちらも何かしら発信しようとしているのは分かっているんです。ただ、使った形がどういうものなのか、それを発信することで次またもらえるように、返礼品欲しさに納税するのも一つのふるさと納税の形だと思うんですけども、やっぱり生まれ故郷であったりとか、橋本市にゆかりのある人がやってくれている基金というのは、極端な話、今たまたま目が合ったので消防車を買ってもいいわけでもんね。ありがたいことだと思うんです。だから、そういうふうに形のあるもので残って行って、総務省のホームページを見たら分かると思うんですけど、こんな基金に使っているんだよというふうな発信をもっとしてほしい。それだけで僕は今回、これでいいんですけど、その辺についてはどうですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）皆さん方には見にくいと思うんですが、ふるさと納税を活用、生かした事業のご紹介ということで、ここには主立った三点を挙げさせていただいて、納税いただいた方に感謝の言葉とともに

送付させていただいています。一点が橋本ふるさと便、二点目が子ども医療費の助成、それから三点目が転入夫婦新築住宅取得補助事業ということです。あわせて、橋本市はこんなまちだということを、少しですが情報として案内をさせていただいています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。頑張ってくださいと思います。また6億円、7億円と行くためには、それが大事やと思います。

一点だけ経済部に聞いておきたいことが農業振興条例、それに関連してこの基金というのもひっついてくると思うんです。この辺というのは予算、決算で2年間同じことを言い続けると、今日はええ答弁をもらってるんで、この辺に関しては答弁は結構ですんで、後ろで担当課も聞いとると思うんで、農業振興条例の部分というのは今年、来年ぐらいできっちり立て直して、使い道の用途、その農業の条例の部分というのが農業者のふるさと便といろいろ関係したりするんで、農業者を増やすためにも、橋本市の耕作放棄地が減るように、そういうのはお願いしておきます。もう答弁は結構です。

最後です。ホームページを見ていたら、民間の学校関係という何か補助金、ふるさと納税の枠があるんですね。これについては簡単に、時間がなくて、誰か教えていただけませんか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）橋本市内にある私立の高等学校、中学校、それから彦谷にある学校、それぞれから申入れがありまして、私たちの学校には県外から多くの方が来られていると。そういった方の保護者の中には、学校に対して何らかの支援をしたいということを主張されている方もおられる中で、ふる

さと納税ということを活用して橋本市に支援をさせていただくということにつながるだろうかというそういったご相談を受けて実現したものです。支出等については、これから協議をさせていただくということになるのかと思います。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）よいことではあると思うんですけど、学校運営とか学校に寄附したい方は直接寄附というのも考えられると思うんで、それはそれでどっこの入り口から入っても僕はありだと思います。

そこで僕、1個思ったのが、福祉部長、民設民営のこども園って、なかなかしんどいです、経営というのは。同じ官民でいうと、公設民営やったらある程度修理とか環境整備というのは行政が行きます。民設民営のところって補助金とか、ちょっと市も助けてくれるとは思いますが、この辺を僕、いつも思うんです。保育士の賃金もそうです。こういった取組みというのもふるさと納税の一部として橋本市で発信して、ここの入り口というのはこのプロジェクトの中に入れるということを検討というのは無理なんですか。お答えいただけますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）素晴らしいご提案ありがとうございます。確かに今、私立の民営園は、物価の高騰とかいろんな形で、経営にはかなり苦しんでいるところは聞いております。そういった形で今回ふるさと納税を使って、各民設民営のこども園や私立の保育園に支援するということは大変有意義なことだと思います。担当課とまた相談しまして、この取組みに参加できるかどうか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）突然すいません。前向きなご答弁ありがとうございました。こればかりは部課だけでは決めれないので、緻密な計算をして、緻密な思いで、当局の中核に届けて会議していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

一つ目を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、岡潔記念館に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）岡潔記念館についてお答えします。

本年の9月議会において、橋本市立岡潔数学体験館設置及び管理条例が可決されたところですが、岡潔博士の顕彰事業については、岡潔数学体験館の設置も含めて、当初から顕彰団体と協議し準備を進めており、令和6年4月の開館に向けて、展示や講座の内容についても話し合いをしているところです。

当該団体は、算数・数学が楽しい、面白いと感じる子どもたちが一人でも多く育てほしいという思いを持ち、活動を続け、また岡潔博士が情緒の大切さを説き、ベストセラーとなった『春宵十話』等があることも普及しています。

本施設の開館に向けて準備を進める中で、算数・数学の学習に対し、興味や自信を持つ子どもたちを少しでも増やしていける講座や展示を行うことができるよう、当該団体とともに内容を検討しています。

また、岡潔博士が残された情緒の大切さを伝えるための箴言教室についても、当該団体から意見を頂き、あるいは講師として招く計画を立て、現在調整を行っています。

なお、橋本市岡潔顕彰基金条例において、顕彰基金は岡潔博士の顕彰事業に要する費用に充てることとなっており、本施設の数学教

材や展示用備品の購入等に活用しています。

今後の展開としては、当該団体と協働の視点でコラボレーションし、岡潔博士の功績を顕彰するとともに、算数・数学に興味や自信のある子どもたちを増やしていくことをめざしたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君、再質問ありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）淡々と行かせていただきます。1個目はええ答弁でやり取りできたんですけど、ここからなんですよね。経緯とかはだいたい今説明いただいたんで、勉強不足のところもあり、少しは分かりました。いつから記念館というワードは消えたんですか。お願いします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）令和3年12月4日の文教厚生委員会において、施設の設置目的や場所の方針を決定した旨の報告を行っています。そのときの説明で、名称候補として岡潔数学体験館を挙げています。設置及び管理条例にもありますとおり、岡潔博士の功績をたたえ業績を後世に伝えるとともに、算数・数学の意義や楽しさを伝え、関心を高めることを施設の設置目的に掲げており、この目的に沿った名称として岡潔数学体験館としました。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）分かりました。報告やったんで、それはそれでいいでしょう。数学WAVEという言葉を出していいのかな、任意団体と協議してきたと言うけど、任意団体は、協議はどこまでできたのか、了解はしているのか。了解しとるから報告してきたと思うんですけども、反対意見はなかったのか。その辺伺います。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）当該施設を設立するにあたり、開催する講座等の事業や展示、数学教材について、顕彰団体の会長等の役員と協議しながら計画を進めているところです。協議に出席した会長等、会を代表して意見を述べていただいております、事業内容についてはご理解を頂いておりますというところでございます。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）理解を頂いとるのが真実であれば、それはそれでいいでしょう。

ちょっと話はそれるんですけど、この前から私の知人が橋本市にお客さまを連れて柱本小学校へ行ったらしいです。私は土日しか開いていないというのをこの議場におったんで、聞いてったんで知っていました。でも、世論の方は知らないんですね。行ったら当然、学校なんで、「今日、開いていませんよ」と、塩対応と言うとるわけじゃないですよ。こういうこともあったということで、仮にも体験館で人の周知が進んでるんやったら、土日営業ですということをもうちょっと周知すべきなかな、校門にでっかく書くべきなかなって。人それぞれ雰囲気ってあると思うんですけど、知らんおっちゃんが行けば不審者と間違えられるのもかわいそうですしね。その辺についてはどういった見解を持っておられるんですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）開館に向けてそういった誤解のないように、そういう看板等、周知して、皆さんにお知らせできるように対応していけたらというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）対応できてないから間違えられたというか、入れなかったと違うんですか。周知できてないからこういうこと

になったんと違うんですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）まだ開館準備中というふうなこともあってというところなんですけれども、確かに周知ができていないというふうなところがありますので、しっかりと周知に努めてまいりたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）次、行きます。

ネットとかをよく見ていたら、さっきの基金の話ですね、岡潔記念館クラウドファンディング、寄附に関する注意事項等というのがまだあります。何年か前に寄附は受付終了というのも小さく書いてあります。タイトなスケジュールですが、2月上旬から寄附の受付を開始し、3月下旬に終了する予定です。この辺は読めば分かります。寄附に関する注意事項というのがあります。寄附金額が到達しなかった場合も、寄附金額の返還はございません。目標金額に到達しなかった場合、お預かりした寄附金額は自治体内での使い道を検討し、自治体が取り組む各種の事業に活用させていただきます。この辺は書いてあるんですけども、でも、記念館という名前でお金を取っという、岡潔の情緒の道、岡潔先生を未来につなげる、知ってほしいという寄附者の思いで1,000万円以上のお金が入ると。さっきさっと答弁をしましたが、部長、顕彰事業の關係に充てると言いますが、寄附者にこれは伝わっているんですか。ここはイコールになっているんですか。自由に使っているお金なんですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）この寄附は岡潔先生の功績をたたえ、顕彰していくために行い、記念館が建設されることを願って寄附された方もいるかと思えます。今回、柱本小学校で開館する岡潔数学体験館は、名称こそ異なり

ますけれども、そこで行う事業は岡潔博士に關係する資料の展示や、小学生を対象とした算数・数学教室、博士の名言等について学習する箴言教室等を行う計画であります。これは当初の施設設立の趣旨と大きく変わったものではなく、法的には問題ないというふうに考えてございます。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）法的根拠はないというのは、法的なところに確認してきたということですか。寄附者に確認したということですが。どちらなんですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）この件につきましては弁護士のほうとも相談をしています。また、寄附者のほうには文書の通知を行いまして、数学体験館として岡潔博士の顕彰、そして算数・数学の講座等を開催していく旨の通知を送付させていただいてあるところです。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そしたら法的に問題ない。ほんで、寄附者にも一応一方通行ですけど通達しとるんで、問題ないということなんですね。もう一度お伺いします。問題ないんですね。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）説明責任を果たしており、問題はないと考えています。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）現在、開館に向けて準備を進めておりますが、この前の議会でも私が答弁させてもらった中に、つくることが目的ではなく、それも目的の大きなものなんですけれども、つくってからどうしていくかということも含めて願いというのを伝えていく、発信していくことが大事だと思っております。めざすところということで、岡潔という人物をより多くの人に知ってもらいたい、

岡潔博士の存在と功績を未来の子どもたちへも伝えていきたい、そういうようなのが一番根本にある思いであると考えております。そんなふうになるように、今つくろうとしている施設をしっかりと作り上げていく。そこでも事業をしていく。その中でいろいろ協力いただいた方々にも伝えていく。それをしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）教育長、別に僕はビジョンが駄目だと言っているわけじゃないんです。別にいいことやと思います。昔の郷土資料館みたいに、年間来場者人数どんなものですかって、遠足とか小学生のそういう公務的なやつを入れて人数に足さんように。どれだけの方が来てくれるか、そういうのはやっぱり事業を継承していく上で観光の位置づけになるのかならないのか、それは僕はどっちでもいいです。ただ、やるからにはそれなりに、いつかは右肩下がるのは分かっています。継承とは何かというのはそちらで考えていただいて、予算議決しとるんやさかい別に何も問題ない。僕が聞いとるのは、クラウドファンディングを使うことに対して事業がそれでないですか、法律上、問題ないですかということを議事録に残しておきたいだけなんです。あと、一方通行で通達しとると言うけども、そういうのは反対だとか、そういう意見というのは、現時点ではないという解釈でよろしいんですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）1件、ちょっとどうなのかというふうなご意見を頂いたというのは聞いてございます。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）個人情報なんでいくらかは聞きませんが、そのお金はどうするんですか。返すんですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）現在のところは、返金する予定はございません。どうなのかというふうなご意見を頂いた方に対し、生涯学習課のほうで説明に行かせていただいて、ご理解に努めていただいているところでございます。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）人手不足やのに、そんな説明に行くんですね。だから、趣旨と違うから返してくれと言ったら、返したらええんと違いますのん。いかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）返金等の取扱いについては、また慎重に対応していきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）話を変えます。前向いて頑張ってください。

当初、平木市長就任前の木下市長のときの昔話なんですけど、岡潔先生が住んでいたであろう建屋というのをきれいに解体して、スポーツ振興公社の倉庫の2階に置いてあるというんですか、ほってあるというんですか。岡潔先生の情緒、名誉市民を継承していくのに、振興公社が悪いと言うとると違うんですよ、あんな倉庫のところにぼんとほりっ放して、使えません。あれは誰のお金で、どなたが処分するんですか。お答えください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）岡潔博士の住宅の資材につきましては、市のほうに移管されたものになってございます。処分する際には、市のほうで処分する必要があると考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）財産じゃなくてごみということなんですか。処分というほうに行っ

とるということは。継承していくというのは、体験館に変わったから使えなくなったというんやったら分かりますけど、ふすまでもそうです、建具でもそうです、床の間の部品でもそうです。岡潔先生が畳の上うつ伏せに寝そべって、田中角栄さんと同じようなことをするんですね、寝そべって本を見てという。こういう雰囲気を出すって、ミュージアムみたいになると僕は思ってたんですよ。木下さんもそういうことを言うてました。そういう思いが代々引き継がれるはずなのに、あんな倉庫、あんな倉庫って公社が悪いのと違うんですよ。公社の局長は怖いんで言葉を間違えたら怒られるんで、どなられるんであれなんですけど、もうちょっと丁寧にきれいに置いとくということを経済行政として、文化とか歴史に携わるとる生涯学習課が何やってんのという話なんですよ。

もう一つ言わせてもらったら、そこには本来、文化、歴史より大事なものとすれば、地域の人の安心安全ですわ。あそこは備蓄であったり、発電機、蓄電機、紀陽団地なんか排水ポンプのときは絶対あれが必要なんですわ。あれを置く場所なんです、フォークリフトがあるんで。ほんで、本来置くべき草刈り機の乗用であったり、外にガレージを借りて月々3万円も4万円も払っとる。ずっと公社が払っとるんですよ。子会社やから何でもありませんか。その分もお金を払ってあげたらどうですか、公社もお金がきついのに。教育委員会としてどうですか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 今ご指摘いただきました倉庫に資材を置いたままにして、文化スポーツ振興公社のほうが費用がかかっていたというふうなことにつきましては、教育委員会としても胸の痛い話で、そこはまた文化スポーツ振興公社のほうと協議をさせていた

だきたいと思います。

○議長（森下伸吾君） 9番 堀内君。

○9番（堀内和久君） あの資材はどうするんですか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） あの家屋の資材につきましては、使い道のないところについては処分させていただきたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君） 9番 堀内君。

○9番（堀内和久君） 使い道のないところにはって、あるところあるんかないんか、精査してあるんですか、あんな置き方で。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 私も一度確認してきましたですけども、確かにふすまなんかかなりぼろぼろになっており、ほこりもかぶったままといいふうな形になっていますので、使えるものがあるかどうかというのはなかなか難しいのかなとは考えています。

○議長（森下伸吾君） 9番 堀内君。

○9番（堀内和久君） 名誉市民を継承する事業をやっている、もしかしたら使うかもしれないということを引き継いでいて、あの程度の保存方法で、体験館で何かをしようって、こんな僕は誠意が伝わらんねん、はつきり言うて。その方が使ったであろう物品とか、例えば今田教育長がすごい賞をもらって、いづれ名誉市民になったときに、今田教育長の座った椅子、大事に置いとけよって。オークションにかけたら1億円で売れるかもしれんって、こうなるのが文化継承なんと違うんですか。あなた方は名誉市民の財産を何やと思っとるんですか。教育委員会ってそんなところなんです。何か教えてください、時間がないんで端的に。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 確かに、倉庫にそ

のままカバーもかけず放置したままというふうな形になっておりますので、その点については私も反省したいと思います。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）これ以上言うとまたパワーハラになったらあかんで、今回のテーマはパワーハラなんで。でも、大事な人を継承していくんやったら、前畑、古川もそうですわ。橋本市には、これから溝端淳平さんとか筒香さんとか、いずれ名を残す人が50年後、現役時代を知る人が60歳、70歳になったときに、銅像でも建てようかとか、そういう時代が来ないと橋本市って発展せえへんわけです。すばらしい方が出とるんですよ。

過去の事業を継承するって、過去の事業と違って、数学の面白さの前に、そこ、一番地一丁目なんですか。その人が生まれ育った情緒というのは、この景色で何があって、この人はこの館、柱本のところで、どんな人生、どんな心に映ったのかということの基本として、体験館とか数学の実績なんと違うんかと僕は思うんですよ。僕はあまり学がないので分かれへんので、逆に言うたら、すごいおっちゃんというのは丁寧な扱なあかんということですよ。ここができてないのに記念館やら体験館やら条例やら規約やらって、そんなもん俺からしたらどっちでもええ話なんですよ。一番地一丁目間違っるとということをお願いなんです。腐ったものは返ってこないですよ。

文化財というのは、黒河道もそうですけど、間違っって保存したりすると罪に問われるんですよ。もしこれが世界遺産やったら、岡潔記念館が、前の住んどったところが国宝とかそんなんになって大事に置いとけというものやったら、今、誰かアウトなんと違うんですかという話になりますよ。その志の部分がないのに、記念館が発展して、うまいことって、

寄附者の思いに応じてやれるとは僕は到底思えない。これ以上言っても答弁はできないでしょうから、今日という日が終わってから、どうするか考えて教えてください。答弁できないでしょう。考えてくださいね。

三つ目に行きます。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、教育所管の施設維持管理についてNo. 2に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）教育所管の施設維持管理についてお答えします。

9月議会の一般質問でも答弁しましたが、施設の維持管理のビジョンとして、文部科学省インフラ長寿命化計画に基づき、学校施設は長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、従来の改築を中心とした整備から、施設整備に長寿命化を図る考え方を取り入れて学習環境を維持管理しています。

議員おただしの仕事量に対しての人員不足・教員不足を感じる点については、各学校における児童生徒への学びの保障と良好な学習環境を整えることを念頭に、職員一同で目的共有と相互理解の下、計画的な業務の遂行に努めています。

次に、今後の課題の認識があるならばどのような対策で進んでいくのかについてですが、学校施設の維持管理には、築年数による老朽化や自然環境、あるいは暴風雨や落雷などの災害対応を含めた様々な要因により、安全面や緊急性などを考慮し、柔軟な対応が求められます。これについては教育総務課と建築住宅課等との連携を図り、学校にも協力を得ながら対応しており、担当である教育総務課施設係においては、業務負担の平準化に向けて取り組んでいるところです。

9月議会以降では、業務遂行に係る職員の

勤務体制等を含めた改善策の協議を行いました。上半期は、職員の配置に不安定なところや災害対応等もあり、目先の業務に追われた時期となりましたが、職員の健康状態を含めた計画的な業務遂行と負担軽減を図れるよう、面談等を通じて話し合いました。

それに伴い、教育総務課内で以前から進めていた係を横断した事務分担をさらに見直し、下半期の業務を協力し合いながら遂行しているところです。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君、再質問ありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）切り替えて質問をします。答弁ありがとうございます。

今回、8番議員と、この後ろで14番議員、15番議員が割と近い一般質問なので、私のほうはハードとか、あと学校教育、教員の部分というのは少し程度に触れたいと思います。前回からの続きということもありまして、私の前回の続きというのは、最後、教育長が答弁いただいた、課題があるということ認識しておりますというふうに答弁を二転、三転していただいて、最後は僕、半分納得したんで時間もなかったんで終わったんですけども、一番聞きたいのは緊急性の柔軟対応ということはあると思うんですけど、高野口中学校の今日の8番議員の話を聞いていたら、こういう答弁書を書くとき心が痛くないのかなと担当課には思いました。もう現実を見ましようよって。僕ら、聞くのもしんどいし、分かり切ったことを聞いて、職員をいじめとるみたいになるんです。

でも、お互い職員も議員もその学校、橋本市内の学校がよくなって、教育に準じてくれとる人、教育を受けとる人の環境整備を整える、やっていくんだという。財政課長も必死こいてお金を集めてくれとる。同じ方向を

向いとるのに、何でこうなれへんのやろうって、僕、一つ考えたんですよ。やっぱり過去の山積、やりっ放し、ほりっ放し、僕が大人げなかった図書室のエアコンで一番ほたえるとき、前の教育長もすばらしいわけが分からん答弁を残していっていますよね。さっきの8番議員の話を聞いていたら、あんなところに造れへんとか造るたら、灯油は使わず使わせんとか、狂っとると違うかなと思って、はっきり言うて。

そんなことの積み重ねたことが、今、あなた、教育部長がしんどいんですわ。だから、あなたのことを嫌いになれない、はっきり言うて。一生懸命やっているし、汗の量は足りていると思う。上に報告してあります、してませんで、後で怒られるのはしゃあないですよ。してないのにしたと言うたら、それはあかんと思いますよ。どなられますよ、はっきり言うて。

でも、人員不足なんと違うんかなって。さっきの8番議員の一般質問も、今の答弁も聞いていたら、見に行く余裕がない、人員不足なんと違うのって。建築住宅課とどうのこうのってよく言うけど、技術屋1人、教育委員会におって、係長を兼務せなあかんって。副市長が前に課長補佐級が係長を兼務する、これは僕らも理解します。課長級が係長を兼務せなあかんこと自体、手薄になってんのと違うのって。そんなエースで4番みたいな人、おらんでしょ。みんなぼちぼち頑張ってくれて、オーバーワークやと僕は思うんですよ。だから、ここにメスを入れないと処方できないんですよ。

ほかにしたい質問があるんです。教育ばかりしたいんじゃないんです。危機管理も上下水道もしたいんです。パート3になっちゃうんで、この辺でちょっと考え直すことってできないんですか。前の教育長の答弁の続きでも

結構ですし、教育部長の見解でもいいですし、いかがですか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 人員不足ではないのかというふうなおたしだと思っんですが、工事については入札執行への逆算したスケジュールを組み、建築住宅課や総務課と連携を図っているところです。緊急的な修繕についても可能な限り、現場確認や技術吏員、事業者等への協力を求めて進めています。また、人員不足ではないのかについてですけれども、今、教育総務課では協力し合いながら業務を遂行しているところで、必要な職員数は配置されていると認識し、今努力しているところでございます。

○議長（森下伸吾君） 教育長。

○教育長（今田 実君） 前回の質問のときに、最後に私、事務改善委員会等で今の状況をきちっと把握した上で、必要な形、必要な体制というのは自分たちは協議し、要求していきたいと、そういうような意味合いのことを話をさせてもらったと思います。教育委員会の中では、そういったことの協議というのを行いました。ただ一点、年度途中であって、そこを埋めてもらおうということになれば、ほかのところにも迷惑がかかる部分が出てくるかと思っます。ですから、来年度に向けて今の形をどう変えていくか、今年度中であれば自分たちの業務をどう精査した上で協力体制をつくっていくのか、そして一定のガイドラインをつくった上で勤務オーバーにならないようにしていくのかと、そういう辺りの話をしたところであります。

まだ十分な形ができていくかということなんですけど、やっぱり業務の量とかというのは多いことは事実です。それをクリアしていくための工夫というのはしっかり今のところ努力、今年度中についてはしていこうというこ

とで取り組んでいるところですので、ご理解いただきたいと思っます。

○議長（森下伸吾君） 9番 堀内君。

○9番（堀内和久君） 教育長がそこまでおっしゃるんやったら理解という寄り添いたい気持ちもあるんですけど、現実と向き合ったときに、課長が係長を兼務しとる、重鎮の会計年度任用職員と言うたらええんかな、長いこと役所に勤めてくれたよく仕事のできる人が短期的におってくれたけどもうおれへんになった。僕、全ての職員が大事やと思っとるんですよ、ここにおる人。でも、特に橋本市を担う今30代の脂が乗ったやつがしんどくなるのを見ていられない。分かっとるはずなんですよ。よその課に迷惑をかけたらあかんというのも気持ちの中では分かるけど、倒れたらどっちみち迷惑をかけるんです。処方する話じゃなくてオペが必要や、危機的状況って僕は言うとするんです。

ある程度足りとる足りてないの話、またばかしてくるんであれなんですけど、令和4年度の時間外勤務表みたいなのが所属別であるんです。教育総務課は1年間で1,500時間ぐらい目標にしていますよという話ですね。通常業務、これを足したら2,332時間、155.何%ってやつですね。これ、オーバーしています。これは令和4年ですね。ほんなら令和4年、これで話合いをして上半期がどうのというさっきの答弁は、下半期からどう、上半期からどうということは、改善していきますよ、お互いに仕事量分担して頑張っていきますよと言っているにもかかわらず、令和5年の、この間、僕が一般質問した9月、10月、この辺までの時点でもう2,500時間を超えている。去年から既に超えています。

ほんで矛盾しとるのが、同じ部長ですよ。この所属のところ、前年度は1,500時間を目標に設定しているのに、今年度は2,500時間を目

標設定にしている。時間外1,000時間増えますよということを予告しとるわけじゃないですか。人が足りてませんよって最初から、当初予算から分かつとるわけじゃないですか。いろいろあって人の配置。ほんでいろんなところが問題がすごい山積しているのが分かって、あれもせなあかん、これもせなあかん、できるだけ補助金を充てやなあかん。さっき市長はありがたい答弁を頂きましたわよ。緊急的などころは補助金じゃなくて言うてこいと、そういう話も言うてくれとる。なぜ言わない。なぜ職員たちのバランスを守らない。

2,500時間設定して、現時点で100%にいつてるんです、2,500時間に対して。1,000時間多く請求というか目標を立てて、もう100%いっとる。11月、今頃出る頃です。12月、1月、2月、3月、これ、下半期、さっきの答弁と矛盾していますやん。これまた150%いくということ、3,500時間から4,000時間いくということですよ。あなた方、教育委員会でしょう。岡潔算数・数学ですわ。この辺、僕でも割り算したら分かる。これ、おかしいんですか、処方がいいんですか、オペと違うんですか、危機的状況と違うんですかということ、僕、パート2で学校教育課にも言いたい。仕事をよう頑張ってくれ過ぎる。あと1人要ると思う。生涯学習ももう一人要ると思う。ひょっとしたらうわさの話やけど、こどもまつりや何やらって、またあそこに負担がかかると思う。やりたければやればいいと思う。でも、人の配置もついてくると違うかな。事業をやることには応援してあげたいと思います、筋が通ってれば。でも、教育委員会の足元がぶれているのに、「大丈夫です」「いや、問題あります」「大丈夫です」って、どっちやねんという話なんです。いかがですか、教育部長。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） ご指摘いただきましたけれども、教育委員会といたしましては、確かに残業時間が増えている実情はご承知のとおり、今ご指摘いただいたとおりです。そのところについて、今後、どういうふうにか減らしていけるかというふうなところが課題になるかと思えますけれども、しっかりと教育総務課全員一丸となって協力しながら、負担を減らしていくような形に持っていければというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君） 9番 堀内君。

○9番（堀内和久君） 教育部長のことを好きなんで、これ以上言いたくないんですけど、そんな答弁をしとつても解決せえへんですよ。答弁虚偽になりますよ。下半期はみんなと連携して横断した事務分担をさらに見直し、下半期に業務を協力し合いながら遂行しているところですよ。ほんなら時間外が減るんですか。業務量は減るんですか。話をしたら業務量は減るの。8番議員の山積と、あと二つほどまだ見積りもしてないんでしょう。建築住宅課にもこれからお願いするんでしょう。今よりもオーバーワークになるんですよ。簡単な話でしょう。

最初に申し上げたとおり、技術屋1人、係長級2人、よその部に迷惑をかけてでも助けてくれと。橋本市の子どもたちのために、経済部から、福祉部から、総務部から、建設部から、どうか貸してくれへんかということ、そっちで決めてあるかどうかの話なんです。それで人がおれへんと言うんやったら、僕らもこんな質問をしないですよ。打診してあるんか否かの、自分の部下を守る、教育の現場を整えていく、長期総合計画に基づいて進めていく、長寿命化をやっていく、財政課とやり合う。つかみ合いするぐらい財政課とやったらええと思うんですよ。そこまで言っていないでしょう、必要やって、つけろって。

だから、8番議員の言う僕の写真のそこですわ。落下が危ないさかいどうのこうのって、誰も行ってないじゃないですか。私が行って、こっだけコーンしてくれって校長に頼んだんじゃないですか。ほんで、今現在進行形。職員は漏れとるところばかり見て、入り口の雨の入るところを見ない。一緒に屋上へ行ってくれと。僕が連れて行ったんじゃないですか。何で雨の入り口を見らんと、雨の出る出口ばかり写真を撮るんですか。そこが教育委員会のおかしいところなんですよ。いかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）今ご指摘いただきましたとおり、教育委員会としてもそういう施設の状況、そして対応について、何をすべきか、何を確認しないといけないのかというふうなところを、それぞれ職員が全員同じ意識を持って取り組むべきことをできていなかったというふうなところについては、教育総務課としても、教育委員会としてもしっかりと反省をして、そういうふうな間違いのないように対応していきたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そうじゃなくて、あなた方はよくやると言うてるんですよ。限界やと言うてるんです。能力が悪いとか言うてるのと違うんです。認識不足とか協議不足と違うんです。マンパワーが足らんから、子どもらの整備、補助金を取っていく、今現状で起こるとることの対応、岡潔先生もそうですわ、できないと言うてるんです。それについてどう思いますかと言うてるんです。これで分かれへんだら、僕も結構ですわ。でも、そんなんやとったら部長もしんどなるし、次の課長もしんどなるし、抱えていったら。現場でいつか事故が起きますよ。ほんだからそのときは、建築住宅課には言ってやったん

やけど、民間業者には言ってあったんやけど、逃げれませんよ。最後、教育長、答弁を下さい。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）今の現状についてすごく理解を頂き、質問を頂いていると思っております。それで私としては、こういう形で取り組んでいきたいということについて、しっかり今までも話はしてきたんですけども、そのことを要求のベースで載せていくように取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）堀内議員の質問にお答えします。

時間外については、実は全庁的に増えていまして、コロナが終わった関係で事業をやっていると、ものすごい残業も増えています。今、財政にも指示してあるんですけども、もう一回、各部各課の適正化計画を見直せと。職員配置をもう一度見直して、できるだけ早く対応できるように、特に新年度からはスムーズにスタートできるようにというふうなことを今、財政課と協議をさせています。なかなか難しいのは期の途中で異動をさすと、やっぱりほかのところが穴が空いてしまって、今度そこに負担がかかる。

今回、教育委員会は適正配置、適正規模の部屋を3人でつくってしまったって、不祥事もあったにもかかわらず、3人もほんまに要ったのというところで、業務の進め方とかというところをもう少し、何が優先順位で進めていって、後へ回してもええものは後へ回していくような、そういうふうなことも考えていかんと。役所、私が財政難のときに採用を3割採用しかしてなかったツケが今来ているとは思って、私も大いに反省はしていますけ

ど、でも、それしか選択の道がなかったというところもあります。

今後、採用もこれから増やしていったり、中途採用も採っていったりしながら、できるだけ穴が空いているところについてはしっかりと対応していきたいと思えますし、ただ、仕事の優先順位のつけ方というのも職員もよく理解してもらって、対応していけたらと思うので、またご理解よろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）今、市長の話にありました、中の3人の部屋という話があったので、少し補足だけさせていただきます。今年度から本格的に取り組んでいくということで、当初はやっぱりそのところで人というのは必要でありました。ある程度軌道に乗った段階で業務の割り振りというのもする中で、協力し合える体制というのをつくって今取り組んでおるところであり、そのところについては今年度当初に比べると、その割り振りはうまくできてきているのかなと、そんなふうに考えております。

ただ、私としては早く軌道に乗せるということもあったので、そういった対応をするということを選択しました。市長からそういうお話も聞かせていただく中で、そこをうまく取り組んでいかなあかなという意識を持ちながら今取り組んできているところだということも補足させて、説明させていただきます。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。

この一般質問をしたことが、教育委員会のプラスになることを祈っています。それだけです。3階の部屋は緩和をする意味で十分発揮できるし、名古屋に行つて答えも出ていると思うんで、よくやっていると思えます。

いろいろありがとうございました。終わり

ます。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君の一般質問は終わりました。

この際、15時20分まで休憩をいたします。

（午後3時5分 休憩）

（午後3時20分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、2番 板橋君。

〔2番（板橋真弓君）登壇〕

○2番（板橋真弓君）皆さま、こんにちは。頑張ります。

ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1項目めは、市道原田小峰台線の夜間通行の安全性確保について。

市道原田小峰台線は、車道、歩道が広く、多くの車や歩行者が行き交う本市の重要道路であります。しかしながら、街灯が少なく、夜間になれば歩行者は真っ暗な歩道を通らなければならない、危険が伴います。4年前、1番議員が一般質問し、横断歩道やT字路にある電柱を利用して街灯を設置することでしたが、まだまだ街灯が少なく、夜間になれば歩行者や自転車通学の高校生は真っ暗な歩道を通らなければなりません。電柱の数も増え、設置しやすい状態にあると思ひます。

夜間通行者が安心して通行するためには、さらに街灯の設置が必要と考えますが、当局のお考えをお伺ひします。

2項目め、デジタル人材育成事業について。

自営型テレワークで地域在宅就労支援の推進を促し、担い手不足の解消、働き方改革で移住定住の促進、ひいては誰一人取り残さないSDGsの観点からも、子育て中、介護中、療養中、障がいがあつても、セカンドキャリア

アや副業をめざす人を応援する事業を本市で推進し、都会に近い自然豊かな環境で子育てしやすいまちをアピールし、住みやすい活気あふれるまちづくりをめざしませんか。本市のお考えは。

1、デジタル人材育成について。

2、自営型テレワークについて。

3、市民向けのサービスとして、パソコンやWi-Fi環境のあるコワーキングスペースなどの施設整備について。

以上2項目、私の壇上からの1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君）2番、板橋君の質問項目1、市道原田小峰台線の夜間通行者の安全性確保に対する答弁を求めます。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）市道原田小峰台線の夜間通行者の安全性確保についてお答えします。

本路線は、小峰台などの住宅地から国道24号への円滑なアクセスを可能にする幹線道路として、片側1車線の車道と両側に自転車の通行も可能な歩道が整備されている道路で、一部区間で照明施設を設置していますが、残りの区間においては設置されていない状況です。

道路照明施設は、道路構造令第31条及び第34条に基づき定められた道路照明施設設置基準に準じて、道路の交通安全確保を目的としています。具体的には、連続的な照明は、歩道等の利用者が道路を横断するおそれがあり、自動車交通量及び歩道等の利用者数の多い区間や、車両が車線から逸脱するおそれがあり、自動車交通量の多い区間等に設置し、局所的な照明は、信号機の設置された交差点または横断歩道や長大な橋梁、及び夜間の交通上、特に危険な場所等に設置することとされてい

ます。

議員おただしの夜間歩行者の安全性については、照明施設が未設置の箇所であっても歩車分離歩道となっているため、歩行者、自転車ともに安全性の確保はできているものと考えています。

なお、本路線のT字路に昨年1箇所、交差点照明を追加設置しています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）それでは、再質問させていただきます。

令和元年6月の議会の答弁では、その当時、電柱は12本中の3本がT字路ということで、T字路、交差点照明は設置が可能ということで3箇所設置予定ということでしたが、先ほどの答弁では1箇所ということで、なぜ1箇所しか設置されていないんですか。お答えください。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）3箇所設置予定で検討をして、つける方向で考えておったんですけど、関西電力に確認したところ、隣接の電柱が高圧線のみで照明に必要な低圧の電線が追加されておらず、低圧の通電が現在未定の場合や周辺の耕作者との調整ができない等もあり、現在、1箇所の設置のみとなっています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）高圧と低圧というところの違いがあったんですね。4年前と比べたら電柱がかなりたくさん立ってきているので、もっとつけられているのではないのかなというふうに思っていたのですけれども、T字路での低圧等の条件を満たす電柱であれば、それから条件が整っているところというのは増えましたか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）議員おただしのおり、本路線の電柱というのは3年前、4年前のところから電線の状況が変わっておりまして、電柱が増えた状況になっております。道路照明は本来、設置することが望ましいんですが、設置費や維持管理費が発生することから、照明施設を設置することで事故が軽減するなどを鑑みて、投資効果を考慮して判断する必要があります。それを踏まえた形で、道路照明施設設置基準に設置箇所などが定められているものと考えています。本市としてもその設置基準に準じておりますので、本路線の現状では、道路照明の設置は考えておりません。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）設置基準に満たされているということによろしいんでしょうか。見た目はかなり暗い感じで、それで先ほどの投資効果を考慮してというようなご答弁もあったんですけども、電柱に街路灯を設置する場合の費用と維持費について教えてください。電柱1本に対してどれぐらいお金がかかるのか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）去年、本路線に設置した照明施設は、20W相当に当たる照明器具なんですけど、設計額で約11万円です。電気代については本年の11月の請求分で、月当たり136円となっております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）思ったよりも安い感じなので、条件が満たされなければ設置はできないのかなというふうには思うんですけども、先ほどの答弁で耕作者との協議というのが必要となってくるというふうなお答えやったんですけど、その協議というのは絶対必要なんですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）照明を設置しようとした場所には隣接のところでは耕作されている方もおりまして、農作物への影響も全くないとは言いきれませんので、協議は必要と考えております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）農作物に光が当たり過ぎたら、成長に影響があるのかなというのは私でも想像はつくんですけども。

あと、高圧とか電圧が関係ないもので、最近では太陽光パネルというのがあると思うんですけども、その太陽光パネルを活用した照明の設置というのはできるんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）太陽光パネルのところの照明について関西電力に問合せをいたしました。問合せをしたところ、照明施設を電柱へ取り付けることは可能かどうか問合せをしたんですけど、許可は下りないとのことでした。理由としては、電力を利用しない照明であって、太陽光パネルが関西電力での維持管理作業での破損等の問題があるためとの回答でございました。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ということは、維持管理作業での破損というのは、太陽光パネルの電気が破損するのか、それとも既存の電柱についているやつが破損するのか、どっちの話ですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）関西電力の電柱に市の太陽光パネル付の照明を設置した場合に、関西電力が作業中に何らかの破損を市の施設に与えることによって問題が生じる場合があるからとか、そういう意味合いでございます。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）電柱を使わせてもらっ

て、そこに太陽光パネルというたら、それはつけたあかんと言われるんかもわからないんですけど、ひょっとしてポールごと別のところに太陽光パネルというのは設置は可能なんでしょうか。それをちょっと。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）太陽光パネルを活用した照明というのは、現在、公園とかでも設置しているところは一部あるんですが、器具が高額になるということと、バッテリーの交換やパネルの維持管理費が必要になる等のことを考えると、道路照明での設置というところは今のところ考えておりません。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）4年前に1番議員が質問をされたときには、小峰台のゴルフ場側のほうが結構、電柱1個飛ばしぐらいでついていまして、今回ついたのは多分、運動公園の信号近くやったと思うので、真ん中の走るところというのは全然ついてないというか、あまり効果がなかったんじゃないのかなというふうに思うので、ポールごとつけるというのも、いろいろ条件はあるかとは思いますが、T字路とかという条件が整ったら、つけることというのは、お金は多分、多少高いし、破損とか維持費とかがかかるかと思うんですけど、それをつけるのは可能なんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）道路照明というのは基本的に交通の安全の確保というようなどころから必要やと考えていまして、暗くて歩行者も歩きにくいということも非常に想像はされますが、交通の安全面というところから言いますと、本路線は車道と歩道が分離されている形というようなところで、十分歩道の幅員もございますので、その中で市道との交差点のみをつける方向で検討するというところで、なるべく費用を抑えた形で既存の電柱等

を利用して設置していくような方向で進めておりましたので、新たにポールを立ててというところも確かに考えれるとは思いますが、まずは既存の電柱等のところで検討したいなと思っております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）重なるかもわからないんですけど、残りの2本は何でつけられへんのか。ちゃんと条件を確認しておきたいと思えます。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）関西電力の通電しとる電線が高圧でしかないということと、近隣に農業の耕作者をされている方との調整というところもありまして、現在のところ1箇所のみとなっております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）道路の安全という面ではつけられへんということも分かりました。段差があるし、ちゃんと分離されているから安全、車と接触するようなことは今の状態としてはないというようなことやとは思いますが、そしたら、やっぱり暗いところ、犯罪とか、真っ暗過ぎて、防犯上危険なこともあるのかと思うので、そういう点から防犯灯ということで対応は可能でしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）防犯灯をもし設置するかということになると、やはり区や自治会の判断となってきます。現在、区・自治会に対する防犯灯の設置に対する補助金はございません。ただし、持続可能な地域コミュニティ発展交付金、いわゆるSDGs交付金において、防犯灯1灯に対しまして、10Wであれば700円、20Wであれば1,000円、その他は1,400円の電気代の補助は行っております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番(板橋真弓君) 幹線道路なので、住宅内の道と言うたら、区の人とか自治会の人をつけてと言うかもしれないんですけど、通っている人は区の人ばかりではないということで限らないと思うんですけども、区で設置するとなると、仮につける場合、先ほど補助金はないというふうにおっしゃったんですけど、SDGs 交付金の活用として防犯灯を設置するという事は可能なんでしょうか。

○議長(森下伸吾君) 総合政策部長。

○総合政策部長(土井加奈子君) SDGs 交付金では、行政事務委託に充てる用途を定めている区・自治会振興分と、それから用途を定めていないSDGs 推進分に分類されるので、このSDGs 推進分を活用して設置をしていただくことは可能でございます。

○議長(森下伸吾君) 2番 板橋君。

○2番(板橋真弓君) SDGs 交付金が出来上がったときに、自由に使えるお金があるというふうにイメージとしてあるんですけども、実際にどの程度ぐらい使えるのかということをお教えください。

○議長(森下伸吾君) 総合政策部長。

○総合政策部長(土井加奈子君) SDGs 推進分につきましては、特に用途を定めておりません。SDGs 17の目標に適した取組みを区・自治会でアイデアを出して取り組んでいただくことに対して交付させていただきますので、この分を使って防犯灯の設置ということも考えられますし、用途を定めてないというところと、それから繰越しも認めてございますので、余剰分をためていただいて、その他の事業に充当するという事も、地域の実情に応じて使っていただける交付金となっています。

○議長(森下伸吾君) 2番 板橋君。

○2番(板橋真弓君) 先ほどの電柱につけるんやったら11万円ということなので、そんな

に高い金額ではないのかなと思いました。もしもつけるとなれば、ポールごとでつけたらもうちょっと高いかなと思うんで、先ほどの答弁で繰越ししていただくこともできるということですので、その辺のことは知識として分かりました。ありがとうございます。

続きまして、教育委員会として対策というか、橋本高校の生徒が自転車で帰り道真っ暗なところを走っていたりするんですけども、その辺は教育委員会としては対策はないでしょうか。

○議長(森下伸吾君) 教育部長。

○教育部長(堀畑明秀君) 今、橋高の生徒がというふうなことをおっしゃられたと思うので、県立高校は所管が県になりますので県教育委員会に安全対策を確認したところ、高校生の通学路としてのハード面の対応は行っていないという回答がありました。本市教育委員会としても、対応はいたしかねるところでございます。

○議長(森下伸吾君) 2番 板橋君。

○2番(板橋真弓君) あれから1個しかついていないというのは大変悔しいんですけども、交差点照明もすぐにはなかなか難しいのかなということで、あとの2箇所、もしくはこれから先、条件が整って、低圧の電柱がいい条件のところについてた場合、早期に設置できるように取り組んでもらえるように要望して、一つ目を終わります。

○議長(森下伸吾君) 次に、質問項目2、デジタル人材育成事業に対する答弁を求めます。
経済推進部長。

〔経済推進部長(北岡慶久君) 登壇〕

○経済推進部長(北岡慶久君) デジタル人材育成事業についてお答えします。

一点目のデジタル人材育成についてですが、国のデジタル田園都市国家構想を実現するには、担い手となるデジタル人材の充実が不可

欠であることから、関係省庁が連携してデジタル人材の育成確保を推進しており、その重点領域の一つとして、職業訓練のデジタル分野の重点化が挙げられています。

現在、ハローワークでは、職業訓練ハロートレーニングとして、デジタルスキルの習得コースを設けており、障がいのある方や長期失業状態にあるひとり親などに合わせたコース設定もされています。これらは無料で受講でき、就業サポートや給付金支給も含めた支援制度となっており、本市としてはこれら事業の利用促進に向け、引き続き市民への周知について連携したいと考えています。

二点目の自営型テレワークについては、仕事の選択、注文者からの委託契約、自宅等での成果物作成や役務提供、納品や請求など、一連の作業をテレワーカー自身で行うことになるため、テレワーカーとなるにはチャレンジする姿勢と必要なスキルを身につける必要があります。自営型テレワーカーの育成については、現在、和歌山県において、「家で働くカレッジ」として約6か月間でスキルを学ぶ養成研修が実施されていることから、本市としては市民の利用が図れるよう、今後、事業の周知に努めたいと考えています。

三点目の市民向けサービスとして、パソコンやWi-Fi環境のあるコワーキングスペースなどの施設整備について、現在、市において整備計画はありませんが、市内には令和3年12月オープンのシノダベース・コワーキングスペース、本年3月オープンの紀伊見荘内コワーキングスペース「リンクハシモト」の2箇所の施設があります。どちらも民間運営で、利用者のメインターゲットは企業会員となっていますが、個人のスポット利用も可能であり、市民の方もご利用いただければと考えています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君、再質問

ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）再質問させていただきます。

今、部長の答弁にもありましたように、デジタル人材の育成というところに特化して市として取り組んでいるというところは、現在のところないということが分かりました。ハローワークと連携を取って、デジタルに関する職業の後押しをしているということなんですけども、このハロートレーニングというの、私も聞いたことがあるんですけど、生活費とか10万円をもらって、あと、訓練費が無償とか、テキスト代は多分かかるんかということやと思うんですけども、多分これって、私も近所の教え子が仕事を辞めたんで、「ハローワークに行ってこれをやるねん」と言うてたんですけど、これってやっぱり離職しないとできないというようなことなのかなと思うんですけど、あまり知られてない制度やと思うので、もうちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）ハロートレーニングというものには、雇用保険を受給している求職者を主な対象とした公共職業訓練というのと、それ以外の求職者を対象とした求職者支援訓練というのがあります。どちらの申込みもハローワークが窓口となっています。

デジタル習得コースには初級から上級までがありまして、また講習内容も事務系であるとか、ウェブデザインであるとか、ITまで多岐にわたることから、利用する場合にはご自身の就きたい仕事なども含めて、事前にハローワークに綿密に相談することが重要であるというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）もう一人卒業生で、転

職で看護師をめざした子がいてたんですけど、最初にこの制度を知らなくてハローワークに行かなかったんですね。進学のコストを全部出した後に、学校自体がここに登録している学校やって、同級生がこの支援を受けていたと。大違いで、何百万円という違いがあったということで、やっぱり周知はすごく大事だと思うので、できるだけハローワークの周知というのは行ってほしいなというふうに思います。

ハローワークでいろいろ多岐にわたってデジタルの内容があるということだったんですけども、だいたい習得した人で、習得しただけで就職できないとかというようなこととは、ないとは思いますが、実績として一体何人ぐらい利用されとって、就職率がどれぐらいなのかというのを、分かる範囲でいいので教えてください。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、ハローワーク橋本というのが、かつらぎ町、九度山町、高野町も含めた橋本・伊都管内を対象としておることが前提になりますが、令和4年度では59名の方がハローワークを受講されて、そのうちの3分の2の40人が就職に至ったということを情報として頂いております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ということは、この訓練を受けた人は、3分の2は就職できているということですよ。ということは、さらにアピールとか、もっと周知がいただけたらありがたいなと思いますので、その辺の周知のほうをよろしくお願いします。

あと、今回、子育て中とかひとり親とかというところ向けの、全部、転職という人のハローワークやと思うんですけど、短い時間帯に、別の仕事もあるけど、ほかにも仕

事をしたいという人の、そういったところの就労支援の窓口というのはありますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）ハローワーク橋本にはマザーズコーナーというのが設置されておりまして、子育て中の方が気軽に相談しやすいように、相談窓口の横におもちゃ等を置いたプレイルームというのも設置されています。短時間就労についてはここ数年、企業において人材不足等が言われている中で、ハローワークからも短時間就労の求人や子育て中の方等に配慮した求人を企業に求めているというようなことがあって、マザーズコーナーではそういった企業の情報を提供しているというふうに聞いております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）マザーズコーナーの実績も教えてください。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）対象として、登録された方が約409名の方がおられます。令和4年度中の相談件数というのが、延べ1,671件でありました。なお、そのうち就職された方というのは、延べ254名になります。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ひとり親とかということで、市のほうでも周知するような機会というのはあるんでしょうか、ハローワークに。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）ハローワーク橋本のほうから再々、そういった情報提供を市と一緒に取り組んでもらいたいというようなご相談もあって、ありとあらゆる機会を通じて私たちも情報発信に努めたいなと、そんなふうにも考えています。

一方、本市からも誘致した企業も含めて、移住相談等でハローワークの方がその現場におられると非常に相談しやすいということも

ありますので、そういったことも含めて連携を強化しているところでございます。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）健康福祉部ではハローワークと提携しまして、先ほど経済推進部長がおっしゃいました各種の事業について、ひとり親の方が就業に就きやすい資格を取得するための支援として、自立支援給付事業というのをやっております。児童扶養手当等の申請のときとかに、そういう制度のあることを周知しているところです。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。福祉のほうからも、そういう受皿があると助かると思います。

ここでモニターを見ていただいて、デジタル人材育成について国の補助金等を利用した、長野県の塩尻市のKADOという団体があるんですけども、それについて、市が直営でやっているということで、説明というか紹介したいと思います。

人口6万5,000人、本市と同じぐらいの人口の長野県塩尻市で、2010年に立ち上げた官民連携の、ひとり親家庭とか子育て中の女性なんかには、時間的な制約がある人向けに地域就労支援事業として、これは塩尻市振興公社が運営していますKADOという取組みがあります。

○議長（森下伸吾君）暫時休憩いたします。

（午後3時54分 休憩）

（午後3時54分 再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

○2番（板橋真弓君）すみません。この事業というのは100%市が出資しておりまして、自営型テレワーク推進事業ということで、クラウドソーシングとテレワーク、コワーキングルームというのも組み合わせた地域就労支援、

ひとり親家庭の在宅就労支援としてスタートをいたしました。この真ん中の塩尻市振興公社というところで、見えにくいかもわからないんですけども、チームで取り組んでいるということで、パソコン初心者でもITスキルを身につけるために、18か月の研修を経て、資格を取ります。そして、仕事は公社が受注して、右側でクライアント、この20社ぐらいあるんですけど、そこで仕事を取ってきまして、自営型テレワークの形態で個人事業主ということで、テレワーカーと独自に契約を結んで、進捗管理とかもチームでやっていただけるということで、真ん中にあるこのディレクターというのがコーディネートをしてくれる人なんですけれども、進捗の管理というのはチームでやっていただけると。

さらにこれがパワーアップしまして、2016年にはデータアノテーション業務というのが、何のこっちゃと思うんですけども、AI画像の認識とか機械学習モデルのもととなる教師データという、もともとの画像の注釈を1個ずつタグづけしていく、地道な作業らしいんですけども、それが結構単価が高くて、その業務を導入したと。公社のディレクターが業務内容もチームやからばらばらにして、プロセス、作業とかもみんながやりやすいようにすると。あと、品質管理とか納期、いついつまでにこれだけ出してねみたいな形で、スキルアップとか人材育成とか、あと就労のサポートもそこでやっていただけるというありがたいチームなんですけれども。

2017年には、自動運転の高速道路の地図なんかのデータの作成とか、結構高度なことまでできるようになっていて、受注額が2015年で1,000万円やったのが、去年は3億円までいったという。拡大して、テレワーカーは389人、そのうち9割が女性ということで、平均時給が1,000円。今後は物価高騰を受けて

2,000円を努力目標として。そこですごいKADOが成功しているの、周りの自治体もそれを利用して広がっていったということなんです。

そのテレワーカーが、GIGAスクールでICT支援員として全校に配置されているということもあります。子どもだけでなく、教員のサポートも行っているということで、人材が豊富に、自分たちで人材を育成して、市に還元されているというようなことです。

ということで、この取組みについて本市の考えはいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）長野県塩尻市が2010年から実施しているということについて、私もホームページ等で資料等も見させていただきました。引き続きこういった取組みをしているのかというところは精査、研究していかなければならないと思うんですが、地理的な環境も大きく違いますし、新型コロナが拡大してから在宅ワークのマッチングサイトというの普及しているというようなそういうこともあって、現時点で本市では、同様の取組みを行うということは考えてはいません。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）市が直営するというのは、かなりハードルが高いということは重々承知しております。でも、こういう人材を育成している市もあるよということで紹介させていただきました。

答弁にもありましたけれども、自営型テレワークということで、チャレンジをする姿勢と必要なスキルを身につける必要があるというふうに答弁いただいたんで、なかなか1人で、一人親方ですよ、自分で仕事を見つけて、全部スキルもやってというのはかなりきついで、やっぱりサポートが、KADOま

ではいなくてもサポートが必要というふうに思いますし、初心者でも行けるような、特に女性なんかやりやすい副業なんかもできるようなものがあればなというふうに思っています。夏に私、女性のデジタル人材の研修会に出たんですけども、そこで和歌山県にもそういう団体があるよということを知りまして、就労した後もサポートをしてくれてということで、その団体について今から説明をさせていただきたいと思います。

モニターをお願いします。これは字がでかいから見えるかなと思うんですけど、県の委託事業なんです。自営型テレワーカー養成研修ということで、「家で働くカレッジ」というのが夏に募集がありまして、9月から半年間、そこでスキルを身につけるようなことをやっていただけるというので、そこをやってくださっている団体というのが、TETAU事業協同組合というのが上富田町にあります。そのコンセプトというのは、南紀方面でデザインホームとして、一人ひとりの力を生かすことで課題解決をする。様々な活動を行っているということで、人口減少が経済活動を縮小させること、人口減少による労働力の低下に対して産業の向上、生産性の向上をめざすために、テレワークが一番いいよ、有用だよというふうに行っているところです。

TETAUのコンセプトとしては、それこそ育児中の人とか介護中の人、それから療養中、障がいを持っている人とかということで、自分はそんなに働けないわという人、働くことを諦めていたという人が、ちょっとでも働けるようになるということをめざしていると。あと、収入を得ることによって社会との関わりを適切に持つことができる。不登校からひきこもりになった方とかで、なかなか社会と接点がないような人でもこのフェアに参加されとって、フェアでは体験談みたいなのを言

ってくれるんですけど、皆さん生き生きされていて、性格が変わったというような、ずっと家におったんやけど、やりたいときにやらしてくれるというか、環境を変える。普通、企業とかやったら自分が企業に合わせなあかん。企業がこういうふうに求められたら、そっちに自分が合わせなあかんんですけど、これはそうではなくてセーフティーネット的といいますか、その人が「今日はちょっとよう出やんねん」となったら、そこもチームなんですけど、チームで、「子どもが熱が出た」となったら、「今日は代わります」とかという。

コーディネーターをこのTETAUがやっていただいているので、すごくほんまに身内みたいな感じで、今回が6期の募集やったんですけど、1期から6期までの200名近い方がコミュニティになっていまして、クラウド上に、こんなあだ名とかがついているオフィスがあるんですね。必要やったらそこで話を決めて。進捗状況もコーディネーターの人がやってくれるので、本当に安心で、あと、困ったら先輩に聞けるという環境もあるというのがすごく魅力でした。

そもそもなんですけども、テレワークというのは雇用型と自営型とありまして、自営型をとにかくサポートしていこうということなんですけど、自営型で大分稼げるようになった人は、企業に就職されたりという人も中にはいらっしゃるということで。利点というのがここにあるんですけど、制約されるものが少なくなってくる。時間と場所、自由。それからスキルアップも自由。隙間時間を生かせる。得意なことや経験を生かせる。未経験からでもできる。ほんで、職種や仕組みもいろいろということで、いろんな方が、ひとり親とかがすごく頑張っておられました。そういう方が集まってきて、本当にフォローし合っているという雰囲気がよく分かったので、こ

んなところがあるんやなというふうに思いました。

これがフェアのことです。全部無料です。託児もありますし。ただ、難点は会場が和歌山市内と田辺市なんです。紀北地方は全然なくて、研修に行ったときも橋本市はゼロでした、参加された方が。私がそれを聞きつけて、特別支援学級の卒業生なんかでも、将来、A型、B型とかで働いているのでちょっとしかお金がないということで、こういうスキルが手に入ったらいいなということで紹介したら、今現在、通っているですけれども。この10月から半年間やっているんですけど、自営型なので、12回に分けて、最初3回は現地に絶対行かなあかんんですけど、あとの月1回の研修みたいなのはリモートでもできるということで。ただ、月曜日なので、その子は仕事が休めないというのはちょっと難点なんですけど、できたら橋本市で、近いところで通えるようなことができたならなとすごく思ったんで、ぜひともそういうことが可能になればなというふうに思っています。

安全なクラウドソーシングのサイトも紹介していただいたり、全部手取り足取り教えていただけます。お金も振り込まれて、体験されている方は2万円とか、最初は何百円とかいう単位なんですけど、クラウドソーシングは10万円とか20万円とか、だんだん信用を得ていくと、どんどんと仕事が入ってくるみたいで、月20万円とか30万円を稼ぐ人もいらっしゃいました。なので、副業はどうでしょうかということなんです。

ほんで、この研修が半年終わったとしても、TETA子屋というものも中に組み込まれていまして、これはインスタとかで募集をまた2月にかかるんですけども、これは月1,000円で、そのまま継続してスキルを学ぶことができるというようなものです。なので、母体

がありますので、それを利用しない手はないなというふうに強く思っております。

ということで、橋本市で開催はできないのかなというのと、あと、委託は県に委託されていて、どれぐらいの金額で委託されているのかというのをリサーチしたんですけども、約250万円ぐらいで委託料を払っているみたいですが、県は。なので、そんなに高いこともないし、このTETAU自体もすごいスキルの人が集まりなので、自分たちでも稼いでいますし、その分を補助とかにも回しているということなんです。なので、橋本市で開催できないかということと、あと、橋本市独自で委託というようなことはどうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、てたうということ、私たちもてとたろかとかという方言がここに来ているんだなということを理解しました。そんな中で、どんなてたうということをしているかということ、会員それぞれがお互いのいろんな課題を補いながら運営しているということ、また、その人たちが民間の企業をいろんな形でてたうという仕組みが構成されているんだなということで理解をしました。そこに関わっている方たち等の感想とか、そういったものも読ませていただきましたけども、非常に先ほど来、議員がおただしのとおり、やはり個人ではなく集団で関わっていることで安心して事業に取り組んでいるという、そんなことを理解しています。

とは言いながらなんですが、県の委託事業として、先ほど来、されているということで、今、和歌山会場、田辺会場ということです。過去、議会でもありましたとおり、狩猟免許等についても田辺市や和歌山市の会場ではあるんですが、橋本市では狩猟の免許を取りたいというニーズが高いので、橋本市でも開催してくださいというようなことを県には要望

しています。今回のこの事業についてどんなニーズがあるのかも含めて、すごく重要になると思いますので、県の担当者とじっくりと相談しながら、対応したいなというふうに思います。

制度としては、非常に私たちとしても勉強のしがいがある制度だということを理解しています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ニーズはたくさんあると思います。私がフェアで締め切った後、もう満員御礼なんですすぐに締め切られて、40名とかなので。なので、介護中であつたり、急に旦那さんが病気でというような方とかも相談に乗ったんですけど、「このフェアがあつたらな」と言って、仕事を持ちながらも自分自身がスキルを身につけてということができるとし、コミュニティがあるので、やっぱりそれはすごいことやなと思いますし、何ぼクラウド上でオフィスがあるというても、やっぱり近くにあるとないとでは全然違うと思うので、橋本市民の人がほんまに潤ってほしいというのが一番にありますので、できましたらそういう場所とか、フェアをする会場もわかりですけども、県に例えば橋本会場をとかというようなことで要望をしていただくようなことというのはお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）現時点では考えはないんですけども、先ほど来、言っているとおり、制度としては非常に分かりやすく充実したものであるし、ニーズとして今、議員がおただしのようにかなり多くあるということもお聞きしていますので、実現できるかどうかは協議していく、それから予算的なこともありますが、協議は引き続き、県の担当者により詳しく情報収集をしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）T E T A Uの代表の方とも何回かお会いしているので、拠点が欲しいですということで、呼んでいただけるならいつでも行きますというご返事も頂いていますので、ぜひともマッチングできたらというふうに思います。

そして、3番目になるんですけども、現在、橋本市では民間でシノダベースと、それからリンクハシモトということで、民間が運営されているということで、これも会員制で、個人の貸出しもあるということなんですけども、なんせ立地がシノダはあっちのほうやし、橋本市の紀伊見荘も北部のほうなので、やっぱりW i - F i環境でコワーキングって言ったら、駅前とかそういうところをイメージしますし、それこそ高校生とかが電車の待ち時間とか、やっぱりW i - F iがないと今はほんまにあかん時代なんと思うかなと思うし、橋本駅前の活性化、空き家対策とかというのもあるかなというふうに思いますので、居場所、あそこら辺は塾も多し、塾のお迎えを待っている間とかということで、そこでちょっとパソコンとか携帯とかも使えるような環境があればなというふうに思いますし、テレワークで利用するというのもできるかなというふうに思います。

ちょうど研修が白浜でありまして、映像をお願いしたいんですけど。全体を映すと名前が出るということで、イメージになるんですけど、すごい見晴らしがよくて、白浜空港の真横ぐらいにあるスペースで、景色がすごいいい、ガラス張りのめっちゃめっちゃきれいなところでしたけども、そこで個室のブースなんかは1時間800円とか、あんなきれいなところで、オープンスペースも600円とかで、1日借りても2,000円、2,400円、1,800円という形で、もしも橋本駅前にこういう内装で造っていた

だけならありがたいなというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）議員おただしのように、高校生などが電車の待ち時間であつたりとか、塾の送り迎えの待ち時間であつたりとか、そういう時間に安心して過ごせる場所があると、また若い人たちの人通りも増えて、にぎわいや活性化につながるのかなというふうに思います。今のところ設置する予定もありませんし、設置もしていないんですけども、高校生や、それから市民の方のご意見も聞きながら、検討していきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）今のところ予定はないということで、でも、意見を聞きながら検討していただけるということですので、何とか就労のセーフティーネットにもなるかと思うんです。そこへ集えるということがまず大事かなというふうに思いますので、何とかその辺をコワーキング。民間で用意するというか、それがいいとは思いますが、セーフティーネット的に考えたら、ひとり親であつたりとか、ちょっと障がいがあつたりとかというような方が利用できるような場所ということになると、企業やったらやっぱりようさん使ってもらってもうけやなあかんとは思いますが、市として、公共の施設としてそういうものをつくっていただく。まずそれを一番最初にやっていただけたらなというふうに思います。

一応、それを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、
明12月5日午前9時30分から会議を開くこと
にいたしたいと思えます。これにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんの
で、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後4時16分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾

7 番 議 員 岡 弘 悟

12 番 議 員 小 林 弘